

第三十四回国会 衆議院 日米安全保障条約等特別委員会議録 第三十二号

昭和三十五年五月十日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出一太郎君 理事岩本

理事大久保武雄君 理事櫻内

理事権熊三郎君 理事西村

理事松本七郎君 理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 石坂 繁君

鍛冶 良作君 鴨田 宗一君

賀屋 興宣君 小林 銑君

田中 榮一君 田中 龍夫君

田中 正巳君 床次 徳二君

野田 武夫君 服部 安司君

福家 俊一君 古井 喜實君

保科善四郎君 毛利 松平君

山下 春江君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 戸田 幸夫君

黒田 壽男君 戸田 里子君

中井徳次郎君 森島 守人君

森本 靖君 横路 節雄君

横山 利秋君 受田 新吉君

大貫 大八君 大野 幸一君

堤 ヴルヨ君

出席閣務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

郵政大臣 植竹 春彦君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長)

防衛庁参事官 加藤 陽三君

調達庁長官 丸山 信君

外務政務次官 小林 絹治君

外務事務官 下田 武三君

外務事務官 伊藤佑二郎君

外務事務官 森 治樹君

外務事務官 牛場 信彦君

外務事務官 高橋 通敏君

外務事務官 松尾泰一郎君

外務事務官 荒巻伊勢雄君

外務事務官 甘利 省吾君

外務事務官 大橋 八郎君

外務事務官 横田 信夫君

外務事務官 行広 清美君

外務事務官 大泉 周蔵君

外務事務官 野村 秀雄君

外務事務官 小野 吉郎君

外務事務官 佐藤 敏人君

外務事務官 門 員

外務事務官 野村 秀雄君

外務事務官 小野 吉郎君

外務事務官 佐藤 敏人君

外務事務官 門 員

外務事務官 野村 秀雄君

外務事務官 小野 吉郎君

外務事務官 佐藤 敏人君

外務事務官 門 員

外務事務官 野村 秀雄君

外務事務官 小野 吉郎君

外務事務官 佐藤 敏人君

外務事務官 門 員

外務事務官 野村 秀雄君

外務事務官 小野 吉郎君

外務事務官 佐藤 敏人君

外務事務官 門 員

外務事務官 野村 秀雄君

外務事務官 小野 吉郎君

外務事務官 佐藤 敏人君

外務事務官 門 員

吉君が議長の指名で委員に選任され

た。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約の締結につ

いて承認を求めるの件(条約第一

号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約第六條に基

づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定

の締結について承認を求めるの件

(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約等の締結に

伴う関係法令の整理に関する法律

案(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより会議を開きま

す。

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約の締結につ

いて承認を求めるの件、日本国とアメ

リカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約第六條に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の締結について承認を求

めるの件、日本国とアメリカ合衆国と

の間の相互協力及び安全保障条約等の

締結に伴う関係法令の整理に関する法

律案、右各件を一括して議題といたし

ます。質疑を続行いたします。西村力

弥君。

○西村(力)委員 まず第一番目に、今

日米新安保条約締結にあたって、ア

メリカの世論というものがどうい

う動

きを示しているか、私は、いろいろ

資料に基づいて注目してあるのでご

ざいですが、ほとんどの報道は、アメ

リカの世論はまことに平穏である、こ

ういう工合になっておるのであります。

今この状態を見まして考えられるこ

とは、政府がこの委員会において答弁

せらるるがごとく、たとえば、事前協議

という問題について、アメリカが戦

作行動に出る寸秒を争う瞬間におい

て、日本がノーと言え、その作戦行

動が変更されるというようなことが事

実であるとするならば、これは明らか

にアメリカの主権の大いなる拘束、制

限であり、また、統帥権というものに

対するまことにすばらしい制限である

と思うのです。でありますので、こ

ういふアメリカの世論の平穏から見ま

す、政府の答弁のごとく、事前協議に

おいて日本の意思というものが尊重さ

れて、アメリカの既定方針というもの

が変更されるのだというようなこと

は、これは全然ないんだ、すなわち、

アメリカとしては失うものは一つもな

い、こいういふ安心感に立っているん

だ、かように私たちは想像せざるを得

ないわけなんでありまして。この件に

関しまして、岸総理から所見を承りた

い、かように思っています。

○岸閣務大臣 アメリカの世論は冷静

であるということは、私も大体におい

て認めます。問題は、日米間の関係が

この数年間非常に改善されて、また、

日本の国力及び国際的地位が上った

ことに對する——日本のそういう評価

並びにこれに基づくところの日本に對

する信頼感というものが非常に深まっ

てきております。従って、この条約

を、できるだけ日本の国及び日本国民

の要望にかなうように改善していこう

という根本につきましては、十分に政

府並びに国会等の関係においても了解

されておることであり、一般の世論

も、そういう点において、私は、今度

の改正に對しての真意というものの理

解がよくいつておる、かように考えて

おります。

また、今お話の、今度の改正自身

が、日本の政府が説明しているように

アメリカの云々という御質問でありま

すが、言うまでもなく、この条約その

ものは、いわゆる平和の確保であり、

それ自身が戦争抑止の力として、日本

の安全及び極東の安全を確保するとい

うのが趣旨でございます。これを、日

本の一部において論議されておるよう

に、侵略性を持っておるものであると

いう前提に立って、アメリカの行動を

制限するじゃないかという立場から論

議されるならば、今、西村委員の御指

摘になったような点が問題になると思

います。そうではなくして、この条約

自体は、われわれがしばしば説明して

おるように、決して侵略性を持ってお

るものではないのであります。従つ

て、そういう点に関する理解は十分に

私はいつておる、かように考えておる

のでありまして、むしろ、冷静である

ということ自体は、本条約の改正というものの趣旨を正當に理解されておるからである、かように考えておられます。

○西村(力)委員 総理は、アメリカ世論が新安保条約締結にあたってまことに平靜であるということをお認めになりましたが、翻って、われわれ独立国というような立場に立つて、自國を守るための軍備を持ち、——現在、日本の憲法においてはそれは認められてないから、われわれはそれを言うわけではありませんけれども、軍備を持つて、そうして自國の安全のために軍事行動をやろうとする場合、他國の意思表示によってそれが変更されるというようなことに對して、これは主權の制限である、はつきり認めざるを得ないと思うのであります。が、そういう主權の制限までも、信頼によって十分な理解を持つておるといふようなことは、これはあまりにも強弁に過ぎるのではないだろうか、私はかように考えるわけなんです。私が申し上げる、日本の意思がその通りアメリカ軍に事前協議の場合いれられて、アメリカが日本の意思の通り自分たちの作戦行動を変更するといふようなことは、アメリカ自体にとつては、自分たちの主權の制限であるといふことになるのだ、こゝういふようなことは総理はお認めになるはずだと思ふのですが、いかがですか。

○岸國務大臣 今申し上げている通り、これは日本の安全を保障することにその主眼点があることは言うを待たないのであります。これと密接な關係を持つており、兩國がそういう關心を持つておる極東の平和と安全、國際的平和と安全を確保することにも寄与するといふことを考えておるわけでございます。そして、それを実行するといふ意味において、どういふことをするかが最も兩國の國民感情と兩國の利益、また、平和と安全に寄与するかというところを、兩國が隔意なく話し合つた結果として到達したものが、事前協議その他の方法であります。このことにつきましては、すでにアメリカとの間には相當長い間その問題が話し合われております。すでに指摘されているように、私が三年前にアイゼンハワー大統領と會つたときにもその問題が出て、安保条約の運営については、兩國の國民感情と利益に合致するやうにこれを運営することが必要であるといふ原則が認められ、それが、さらに今回において、条約及び交換公文において具体化しよう、こゝういふ経緯をとつておるのであります。先ほど申しているように、この間における日本に對するアメリカ側の信頼關係といふものが深まってきたおるといふことが、この条約改定の基礎でございます。そういう点から考えて、今度の条約について、今までアメリカの思うままに行動しておる、しかしながら、それが日本の國民の感情と日本の國際的地位から見て、日本の立場から適當でないといふことで、日本が要望していることに對してアメリカが承諾を与える、こゝういふ問題でございます。その結果として、今、西村君が御指摘になつておる通りに、主權の行使といふものは無制限だ、思うままにできるのだといふことが制限されることは、これは當然のことでありまして、兩方の意思の合致によつてできていく。条約

といふものは、大体そういう主權が全部自由であるのを、何らかの形において制約されるといふことは、條約の性質からいへば、當然そういうことがあらゆる問題について起こつてくるのだ、これが兩方の眞の理解と、一方が一方を圧迫してどうするといふ問題ではなしに、完全に合意されるということとが、私は、國際的条約やとりきめの基礎をなすものである、かように考えます。

○西村(力)委員 もちろん、條約は、相互主權といふものはそれぞれの了解をもつて制限し合ひ、こゝういふ立場をとることは、これは私も認めます。認めますが、しかしながら、この第一回目的、今お話のあつた岸・アイク共同聲明に盛られておる、実行可能な場合における事前協議をするのだといふ程度ですと、われわれは、常識的にその限度は認められると思ふ。ところが、今、いざ戰國行動に移ろうといふ場合において、日本の意思がアメリカの主權行動、しかも、軍事行動、これを左右するところまでアメリカが譲るといふことは、逆に、日本の立場に立つて考えた場合においても、そのことは限度を越えておる、こゝういふ場合には私たちははつきりいわざるを得ないと思ふわけなんです。それで、私の推測に立てば、かつての岸・アイク共同聲明に盛られた、実行可能な場合は事前に協議をするといふ、こゝういふ内容が、日本國民に對する一つの体裁をつくらうために、條約の条文中から実行可能な場合といふことを削つて、

ただけを削つてわれわれの前に出してきただけだ、こゝう私たちは断定せざるを得ないわけなんです。この件に関しまして、岸総理、あなたは、相互の信頼といふもので、そういう戰國作戦行動の重大なる統帥權の發動というやうなところまで譲るといふことは、これは日本の總理となつた場合に、そして日本、正式にあなただけの意向される憲法改正を実行して、日本の國軍をもつて、日本の意思によつて軍事行動をやろうとした場合に、どこかの國の意思によつてそれを変更するといふこととまで、あなたが認めることがあり得るかどうか。私は、そこまでは絶対に相互了解に立つ主權の制限が條約上あるにしても、それは限界を越えているものだ、こゝういふ工合に思ふのです。總理の見解を一つ聞きたい。

○岸國務大臣 それは、他國に基地を持つて、その他國の基地を使用しているやうな行動をするといふ場合でございます。もちろん、基地を他國に持つといふ場合におきまして、基地を手えるところの國の意思といふものが尊重されなければならぬし、また、その結果として、基地を利用することが、自分の國自身の絶対的權利を持つておる領土内を使用してどうするといふ場合と違つて、その基地を提供するところの國の意思によつて行動が制約されるといふことは、これは當然のことであつて、別に不思議なことではなし、それによつていふゆる統帥權がどういふ問題ではございません。もちろん、アメリカとして、アメリカが外國に基地を持たずに、自分の完全な領土であるとか、完全なる施政權のもとにあるところのものをどう動かすかといふことについては、これはアメリカの自由でございます。いやはしく

も、日本の領土内に一つの基地を持つて、その基地を使用して作戦行動をするとか、その他この基地に大きな軍隊を配備するとかいふ場合において、その基地を提供する國の意思によつて制約を受ける、こゝういふ性質のものでございませう。

○西村(力)委員 アメリカは世界各國と軍事同盟を結び、また、アメリカも軍事基地を持つておるわけでございますが、今、總理の答弁であるが、き、また、日本の事前協議事項が盛りだれておるがこゝういふ例といふのはどこにありませうか。

○高橋(通)政府委員 その例は、ほとんどございせん。ただ、最近におきまして、フィリピンでは同じやうに事前協議の条項について合意が成立いたしました。

○西村(力)委員 フィリピンで合意が成立したのは、日時はいつで、その合意の交換公文ですか、條約ですか、その正式の名称は何ですか。

○高橋(通)政府委員 ごく最近でございます。そして、その内容については、資料としてお配りいたしておる次第でございます。ちよつと今正式の名前を思ひつきませんが……

○西村(力)委員 米國が各地に基地を持つておるが、日本よりも自國の防衛力を強固に持つておるところにも行つておるわけなんです。そして、こゝういふ國においては、今、岸總理が言うやうに、基地を使用することに對して、やはり事前協議によつてその國の國民の願望にこたえるのだといふならば、日本にこゝういふ協議事項を認めるとするならば、それらのもつと大きな自衛力を持つておる、防衛力を持つておる

国との関係においては、当然にこの事前協議事項というものが付せらるべきだと思ふ。これについては、いかなるお考えをお持ちですか。

○岸田外相 それは、アメリカとそれらの国との関係がどういふ関係になつてゐるか、また、それらの国が、はたして日本が要求したようなことを要求しているのかどうか、それは、その国とアメリカとの関係でありますから違ふ。しかし、よその国がどうであらうとも、日本の立場から、日本の国民の意思をいれて政府がそういうことをアメリカ側に要望して、アメリカ側がこれに承諾を与えるということについては、私は、少しも差しつかえないことである、むしろ、日本としては適當なことである、かように信じております。

○西村(力)委員 この件につきまして、あとでまた触れることにしまして、けさの新聞によりますと、中国の北京において、日米新安保条約に反対する百万人の大集會が行なわれたといふことである。一方、この条約によつて主権の大事な点の制限を受ける米国民が平靜であるにかかわらず、中国においては百万人の大集會で反対の氣勢をあげてゐるというやうなこと、こういうやうなことは、私たちが、この条約の内容を示すものとして、まことに對照的に見るを得ないわけなんです。このことにつきまして、総理は新聞をこらんになられたと思ひますので、どういふ工合に見えてらつてゐますか。

○岸田外相 最初から私もがしはしはここで申し上げてゐる通り、この条約は、いわゆる防衛的なものでありまして、決して假想敵國を設けて、侵略的な考え方を持つてゐるものでないことは、口がすっぱくなるほど申し上げておる通りであります。これを正當に理解されるならば、私も、隣國である中共においてこれを問題にする必要はないと思ふのであります。ただ、私も、繰り返し繰り返し、この問題に關して中共側が誤解し、正當にこの条約の趣旨を理解しておらないといふことを申し上げておるのであります、そういうことの現われだとして考へておられます。

○西村(力)委員 自己中心の解釈に立てば、そういうことになると思ふのですが、それではお尋ねします。アメリカに近接するキューバあるいはグアテマラ、こういうやうなところにおいて、アメリカの経済的な、あるいは政治的な支配から脱却して、ほんとうに獨立の体制を保つていく、しかも、キューバにおいては、過激なチェコスロバキアから武器を買つた、こういうやうなことが出ておるが、かりにソビエトとキューバが、日本のこの安保条約と同様の条約を結んだ場合において、その条約に対して、アメリカ自体が、あれは純防衛的なものであるといつて安心をするかどうか。これは仮定の問題であります。しかし、キューバの現状からいって、グアテマラはアメリカの圧迫によつて屈從されましたが、やはり、ほんとうのきずなを脱して獨立しようという意欲はグアテマラに大きくある。だから、そこにソビエトとこういう政府が、言ひがごとき防衛の立場における条約を結ばないとも限らない。今この安保条約は純防衛的なものであり、これは誤解して

いるんだという、そういう所論に立つてキューバとソビエトの軍事同盟、こういう防衛条約が結ばれたときに、米國自体が、これは純防衛的なものであるから何ら顧慮する要がない、こういう工合に言ひがどうか。仮定の問題でありますけれども、総理は、そういう状態に立ち至つた場合に、アメリカはがまんすべきだ、防衛的なものであるから、それは何ら脅威ではないんだといふ工合に考へるべきだ、こういう工合に思われるかどうか。

○岸田外相 全然仮定的な問題であり、その条約の内容、それができるいきさつ、その他についてわかりませんが、アメリカがどう考へるかということはアメリカの考えでございまして、私自身がこれに答へるべき筋ではないと思ひます。

○西村(力)委員 それでは二國間の、あるいは多數國家間の条約といふものは、相互に譲るべきところは譲り合つて、そして合意するのだ、こういうことになるわけでありまして、さういふこと、この条約の審議あるいは解釈にあつては、相互合意の解釈といふことは、やはり表に出なければ、この条約の実態といふものは真に理解されないと考へるわけなんです。これは當然であると思ふ。しかも、日米關係の現状からいって、残念ながら、日本が軍事的に、経済的に、あるいは政治的に優位に立つておるといふことは決して認められねえと考へておるべきでしよう。彼は強者であり、われは弱者なんです。こういう立場において結んだ条約においては、今ここで言ひのがれに努めてゐる政府の答弁それ自体、すべてがアメリカとの合意であると思ふことは危険

きわまりないことであると思ふ。むしろ、この条約の審議にあつては、アメリカ政府自体の解釈といふものが絶対性を持つまでに考へるのが至當であるといふことは考へるべきです。こういうことに対してはいかに考へてあるか。

○岸田外相 条約の解釈について、大事な点において兩國の間にあるいは必要なことは合意する必要があるまいし、また、解釈を十分統一する必要があることは、私も、条約については一般的に原則として認めます。しかし、日米の間において、今、西村君が言われるように、われわれは劣等感に立つて考へる必要はない、私は三年前に、現実に國力も違ふ点がある、これは確かに数字が示してゐる通りでありますけれども、日本も完全なる獨立國として國際的地位も認められて、日米の間において一方が優越であり、一方が劣等の立場であるといふやうなことではないか、兩者はあくまでも對等の立場であらう問題に對して、その理解と信頼の上にすべての關係を律しようといふことを申し合はせたのであります。私は、この条約を解釈する上において、今、西村君が言われるように、劣等感に立つて考へる必要はない、かように考へます。

○西村(力)委員 私は、日本人として、決して劣等感に立つて言つてゐるのではない。この条約のほんとうのところを知るには、日米關係の現状からいって、米國の解釈が優先するのだ、それが表面に出なければ、この条約のほんとうのところはやはり納得はできないのだ、こういうやうな立場に立つて言つてゐるのです。劣等感に立つて言つてゐるわけではない、事實に立つ

て言つてゐるのです。さうでありますから、私たちは、この安保の審議は、どうしてもアメリカ議會における論議といふものがはつきりすべて示されて、しかる後、この条約のほんとうの姿を知つて、そして承認する、承認しないという態度は國民の立場において決定される、これが一番妥當な道であると思ふのであるが、総理はいかに考へられるか。

○岸田外相 先ほど申し上げたやうに、もし、疑問のある重要な問題について日米が意見を異にする、解釈を異にするといふやうな問題が具体的に指摘されるならば、これを統一すべきことは私は當然であると思ひます。しかしながら、私は、この問題に對して承認を与えるかどうかといふことは、日本の立場から十分審議を尽くして、日本の立場でこれを決定すべきだ、それで十分である、かように考へております。

○西村(力)委員 とにかく、この安保の審議を通じて、ことに、きのうの飛鳥田委員の取り上げた黒いジェット機の問題なんかについての政府の答弁は、すべてアメリカ中心の、アメリカを援護する、こういう立場に立つてのみ発言しておる。さうして相當うばいをしておる。こういうことから見ましても、この条約のほんとうの姿といふものは、アメリカの解釈がはつきり出て、その裏づけとして日本國民が判斷する、こういうところまでいかなければ、決して、ほんとうの日本の自主的立場に立つてやつておるのだといふわけにはいかない。私たちが訪日するまでの間にこれを成立せしめて、接

待用のおぜん立てをしなければならぬことと政府自体が考えておるといふ工合に聞いておるのでありますが、そういうようなことは、一つの世間のうわさであるか、ほんとうの独立国対等の考えであるか、はつきり公的の機関において表明され、そうしてその上に立つて、条約の最後の締めくくりにつけられるということが真の独立国の行く道である、こう思ふのです。

私たちは、そういう意味からも、この審議が、いたずらにアイクの訪日を前提とするがごとく強行策に出るようなことは、絶対に許容ができません、こういふ考えを持っておるわけでありま

す。それでは、次にお尋ねしますが、この条約によつて、今後十一年間アメリカと日本の軍事的な提携といふものが不動のものになる。こういうことであるとするならば、平たく言えば、アメリカの軍事政策に、日本の国民と国土のすべての運命をまかせるのだ、こういうようなことも言えないことではない、こう思ふのです。そうであるとするならば、やはり日本政府として、は、アメリカの世界政策、極東政策、そういうものに対する完全なる理解、それが自国に有利であるという確信、こういうものがなければ、一國の総理たる者は、十一年間の国の運命を決定づけるなんといふことは、許されな

いことであると思ふ。であるから、私は、岸総理がアメリカの世界政策あるいは極東政策、こういうようなことに對してどのような理解を持ってい

らるのか、お尋ねをしなければならぬことになるわけなんです。

○岸國務大臣 アメリカの世界政策であるとか、あるいは極東政策といふものについての理解を持たなければならぬといふことは、これは當然持つのはあたりまえであります。しかしながら、安保条約が結ばれるならば、先ほど西村君の言われるように、アメリカの極東戦略の一環として日本が縛りつけられるのだといふような前提は、これは間違っている。そういう意味において私は考えるべきものじゃない。この条約の性質は、しばしば申し上げておる通り、あくまでも日本の平和と安全を確保するためにどういふ方法をとるか、日本の自衛隊だけでもつて祖國が守れるかといふことを考えてみると、そういう状態でないといふことから、日本の平和と安全を守るための防衛的の条約として、現行にも安保条約がございまして、また、その不合理を改めようとするのがこの条約の精神であるといふことの前提だけは、十分に一つ御理解をいただきたいと思ひます。アメリカが、極東において、あるいは世界においてどういふ政策をとっているかといふことは、アメリカの大統領の教書その他にしばしば現われておる通り、アメリカはあくまでも自由主義の立場を堅持して、同じ立場を持つておるところの國々と提携をして、そうして世界の平和を確保するといふ考え方を基本に持つておることは、何ら疑いところはないと私は信じております。

○西村(力)委員 そういふ型通りの答弁で、国民全体が納得するかどうかといふことになりま

す。らく納得はしない、こういう工合に言わざるを得ないわけなのでござい

ます。私たちがアメリカの戦後の世界政策をずっと見ますと、トルーマン・ドクトリンですか、ああいう経済的な援助形式をとりながら世界各國に軍事網を張つていって、そうしてアメリカが、前二次大戦において本土は一つ荒らされなかつた、こういう立場を今後とも続けていこうとする。前線基地といふものによつて周辺を巻いて、そうして社会主義國家の育成を牽制していく。あるときは、せとぎわ作戦といふものをやつて、軍事輸送をやつて、それらの國々の建設を妨害していこう、こういうような政策といふものが中心である。こういう工合に見ているわけなのでござい

ます。それは一つの論争でありま

す。それから、今後十一年間そのアメリカの政策が、ほんとうに世界の平和と、日本の安全とか平和とかのために変わらぬか、このことを確かめられたいと思ひます。十一年間不動なものとしてそれは続くん

だ、それは世界の正義として認めてい

るのであつて、十一年間そういう工合に変わらぬか、このことを岸総理は確かめられたいと思ひますか、確信を持ってい

らうか。○岸國務大臣 この安保条約は、言うまでもなく、日米兩國が締結國として、両方とも、この安保条約によつて権利義務を持つわけでありま

す。私

は、十年間の安定したという状況を

作るということが、日本にとつても適当であると思ひますし、また、アメリカも、それが適当であるとい

ふ見解で

もつて一致して、この条約の改定をしようといふことではありま

す。この条約が、一方的に日本だけを縛つて、アメリカを縛らぬといふものではござい

ません。兩國が、同様に、この条約に定められてい

るところの権利義務を持つ、こういうことではござい

ます。○西村(力)委員 十年間アメリカの、今岸総理が、善であるといふ工合に認める政策が、変わらぬといふことを確かめられてあります

かどうか、私はその点を質問して

います。いかで

か。○岸國務大臣 御質問の趣旨が、私ははつきり

わからないのですが、先ほどお答え申し上げましたように、安保条約を結び、これ

でなにしていくといふ権利義務を持つ、こ

ういふふりな条約によつて兩國が縛られていくといふことの必要を、兩國とも十分に理解して、結んでお

るわけでありま

す。その点に關する限りにおいて、アメリカの政策が

変わつて、この条約を廃棄するといふ考

えで結ばれておるわけではござい

ません。○西村(力)委員 十一年間アメリカの、今施行して

いる世界政策といふものは変わらぬか、こ

ういふような前提に立つてお話しでありま

す。が、しかしながら、今の現状を見ま

すと、トルコにおいて、あれだけのメン

デレス首相の悪政に對するといふか、人民の反

撃といふものが現われてきておる。トルコは、

アメリカにとつてはほんとうに大事な同盟

國であると思ひます。それから南ベトナムに

おいても、事件が起きて、野党側が、あ

そこのゴ・ディンジェムですか、あれの政策に對して反

撃を試みてお

る。○岸國務大臣 今日世界の

大勢におきまして、すべて各地が安定した

状況にあるといふことは、これは言えない

と思ひます。あるいは自由主義の國の中に

におきましても、不安定の分子があり

ますし、共產主義の國内においても、

また不安定な状況があることは、まだ

世界の全体が安定しておらない、従つ

て、これに對してどうして平和を維持していかうかということで、いろいろ米ソの首脳部が相互に訪問を交換し、話し合うというものもありますし、あるいは東西の首脳者の巨頭会議が行なわれるというふうな、いろいろな動きがあることは無視できない。しかしながら、今西村君の言われるように、アメリカの世界政策が何か音を立てて崩壊しているというふうな表現をされましてたけれども、私はそういうふうな見解はとっておりません。いわんや、ヨーロッパの共同市場やあるいは貿易自由連合というふうなもの、何かアメリカ政策に對する云々というふうなことは認めておりません。ただ、韓国その他の地域におけるところの事情は、アメリカの政策というよりも、むしろその国の内部の事情から起こっており、かように見ております。

○西村(力)委員 世界各國の状況については、私は、そのようにアメリカ政策が行き詰まりにきて、しかも、それが崩壊の過程に今入りつつあるんだということを言いたが、アメリカの国内自体においても、そういうことは起きておるではないか。それは何であるかという、アメリカのアイゼンハワーは、去る二月、十一人の国家目標委員会というものを設置した、そうしてその委員を指名したということが報ぜられております。その国家目標委員会というものを作るときに、アイクは、政府の考えあるいは行政官庁の考えいかに絶対にとられずに、自由に、総合的に、今後アメリカの取るべき国策というものを策定してもらいたい、こういうことをその委員会に仕事として付託しておる。これは結局、アメリカ

が今国家目標というものを失いつつあるというか、それに対する一つの行き詰まりを感じて、この十一人の委員会を作ることによつて、何とか世界各國に新しいイメージを持たせる、こういうふうなアメリカの国家目標を作らせよう、これを手探りで探らせよう、こういうふうな趣旨でやられたわけなんでありまして。こういうことを見ますと、アメリカ自体が、今お先に對する確信というものは完全にぐらつてきておるのだ、こういう工合に言わざるを得ないと思つておる。この国家目標委員会の設置及びその目標、それをされた政治的意味、こういうものについてはどうです。総理は御承知だと思つてますが、いかに見ていらつしやるか、お尋ねをしたい。

○岸國務大臣 これは、常にその國の政治の衝に當つておる者が、政策を研究し、各方面の良識を集めて一つの問題を検討するといふことは、當然あることでありまして、それぞれの國の国情によりまして、そういう委員会を作る場合もありましようし、自分の党内に置く場合もありましようし、あるいは政府みずから何か特殊の機関を置く場合もございましようし、いろいろな必要に応じてそういうことをするといふことは、これをもつてアメリカ政策の行き詰まりだとか、あるいは崩壊だといふふうな断言することは、私は適當でないと思つておる。

○西村(力)委員 これは私は何も直接に問はれたわけじゃないんですけど、エコノミストという雑誌に載つておることを見まして、今申し上げておるわけなんです。今申し上げておるわけなんです。その限度にお聞き願ひたいと思つてますが、それによ

りますと、外交評論家のジョージ・ケナンは何と言つておるか。「歴史的に見た場合、米國には高度に発達した國家としての目的意識といふものがな。このような國が、ソ連社會のような目的性のつきりした、まじめで、規律のとれた社會と競争できるかと聞かれたら、私はノーといわなければならぬ。後段はとにかくとしまして、アメリカの國家目的はないのだといふことをジョージ・ケナン——これは私が言うんじゃない、ジョージ・ケナンが言ふんじゃない、ジョージ・ケナンが言ふんじゃない、イギリスの科學者バナルというものが、「戦争のない世界」といふところで、古い資本主義の國でわれわれが失つたものは目的である、こういうことを指摘しておる。アメリカの社會の欠陥の指摘としてまして、慰安と娯樂の大衆消費、公共の利益に奉仕する公營の諸制度の欠如、無秩序な輸送制度、質が量のために犠牲にされる教育制度、これがすべて現代米國社會の欠陥である、これは國家目的を失つたところからきた病状である、こういうことをジョージ・ケナンが言つておる。そうして、米國憲法制定當時の統一と平和と正義と福祉と自由を目ざして、健全化した活氣ある社會の基礎を、この委員會の國家目標策定によつて築かなければならないのだ、こういうふうなことを言つておる。これはジョージ・ケナンの意見でありまして、普通、ある國家の大方針が立つて、それに基づいて政策をどう持つていくかという政調會の論議ではない、これはもう國の目標の大原則といふものを見失つて、十一人の人々

に委託して、それを何とか手探りでもいいから探り出してもらいたいといふ、アメリカの苦惱といふものを現わしている、こういう工合にいわざるを得ないと思つておる。こういうところから見ても、この條約が、十一年間アメリカの世界政策を是として、それがまた不變のものとして結んでおるというふうなことは、まことに危険しごくであると思つておる。あるいはまた、コンロン報告を見ますと、年間の極東の情勢の変化については、なかなか予測はできないが、間違いない点は、中国、インドといふものが、國際的に指導を行なう、指導する役割を担う重要な發展をするであらう、こういう工合にコンロン報告は書いておる。こういう点から見まして、アメリカ自体の苦惱といふもの、自分たちの政策といふものに対する疑問、あるいはその欠陥の露呈、そういうものから新しい國家目標を求めると、今苦惱しておるのだ、こういう工合にいわざるを得ないわけでありまして。であるから、こういう際に、十一年間の金縛りをするようなこの條約は當を得ないものである、さうして断ぜざるを得ないわけですが、総理はいかにお考えになるか。

○岸國務大臣 さつきからお答え申し上げておる通り、この條約は、日本の平和と安全を守るために、どういふ形をとることが一番いいかという見解に基づいておるのでございます。私は、別に、アメリカの世界政策の一環を、日本がこれによつて負担するとかいふような問題ではないと考へております。われわれは、あくま

でも日本の平和と安全をはかるために、日本の置かれてゐる内外の情勢から見まして、日米安保條約の体制は適當であり、必要であり、また、現條約の不合理性を改めることは日本國民の意思にかなうゆゑである、かような見地から考へております。別にアメリカの世界政策と結び合はしてこれを論ずる必要はない、かように思ひます。

○西村(力)委員 アメリカの世界政策と結び合はさないでこの條約が考へられるなどということは、私たちがとても總理の言葉とは思えないのであります。この條約によつてはつきり相互防衛援助條約といふものが結ばれたれば、アメリカの政策といふものが影響なく、日本の意志だけで動くという工合に考へる、そういう言ひ方といふのは、無責任きわまることだと思つておる。私は、その問題はその程度にいたしまして、本日は韓國の問題を中心としていろいろ質疑を行なうとして参つたのでございまして、その韓國問題に入りたと思つてございしますが、私がこの問題を取り上げる理由は、韓國は日本に近接する地域である、そして、アメリカの極東戰略からいって、韓國と台灣といふものは、非常に重要な位置にあるのだといふこと、結局韓國に發生するいろいろな軍事問題が、直接に日米の安保條約に影響し、その中身を決定するものだ、そういう観点から、これから韓國問題についてお尋ねを進めて参りたいと思つておるんです。

韓國の問題については、いろいろ國連軍の問題と関連して、あるいは過般の京城の五十萬の人民、市民の蜂起、

こういふようなことに關連しまして、岡田委員からの質問があつたり、ちよこちよこ取り上げられておりますが、岡田委員があつた問題提起した場合には、まだ日本政府としては情報を得ていない、こういふようなことでございまして、その後相当の時間を経過しておりますので、相當的確な情報を得られておると思ふわけなんです。かりに韓国と日本との国交が正常化されないにしても、日本が国連加盟の一員として、現実に韓国には国連軍がおつて、いつ何とき国連軍の発動がないとも限らない、こういふ立場にある。すなわち、日本が国連加盟の一員であるという立場からも、この情報のキャッチといふものは當然なされておると思ふわけなんですので、まず第一に、過般の南朝鮮におけるあの人民の立ち上がりといふものの原因は、一体どこにあるという工合に分析しておられるか。これは総理でも藤山さんでも、どちらでもよろしゅうございまして、お尋ねをしたいと思います。

○藤山國務大臣 先般起こりました朝鮮の事態の直接の原因が、第二馬山事件にありましたことは、御承知の通りだと思います。その第二馬山事件までに至ります経過としての、大統領選挙におきます事態、それがまず全体として直接の原因であるといふことは、これは申して差しつかえないと思ひます。ただ、その背後と申しますか、長い間の李政権に対する、李承晩大統領に対する不満と申しますか、そのやり方等に対する国民のうっせきしておりました感情といふものが、そういうより選挙における李政権の行動その他を契機として出てきたことも、これま

た事実でございまして、単純に選挙の問題だけから出てきたといふことでないこと、申すまでもございせん。従いまして、今回の事象といふものは、長い間の李承晩大統領の施政に対する不満、そして直接の原因としては、今申し上げましたような、選挙を通じての行動に対する不満であつたと思ひます。今回の暴動にあたりまして、共産党側への何らかの働きがあつたといふやうな問題は、現実にはなかつたのでありまして、全く韓国国内におきます政治に対する不安が原因であつたこと、申すまでもないわけでありまして。同時に、李承晩政権といふものが相當に警察力を用いたことに対する、警察に対する不信といふものも、相當国民の間に広まつておつたのでありまして、そうしたことが、今回の事象をさらに拡大し、あるいは凄惨な状態のものに追いやつたといふことになつておると思ひます。李承晩大統領が辞任をいたしました以来、御承知の通り、選挙管理内閣と申しますか、暫定的な許政の内閣ができたわけでありまして。この内閣の顔ぶれは、まず比較的中正と申しますか、あるいは知識的な分子によつて構成されたといふことで見ると、適當であらうかと思ひます。この内閣は、申すまでもなく、韓国の憲法をやる選挙管理内閣でございまして、それを完全に果たしますまでの任務でありますので、直ちに、国内あるいは国際的な問題について、積極的に暫定内閣として行動するといふふうには考えられないわけでありまして、その傾向から申しまして、従来の李承晩大統領の政策に対して著しく改善を加

える方向に進んでおりますことは、申すまでもないことであります。自由主義のもとに政策を運営し、また、国際関係におきましても、特に日本に対して、従来の政策を大幅に変更するやうな考え方がなつてきておるのではないかと見られます。また、そのこと自体が、韓国におきます国民的な感情でもあること、申すまでもないのであります。従つて、現在のところ、静穩に新暫定内閣の政策——政策と申しますか、あるいは大統領選挙に対する経過を、韓国民が期待しながら注視をいたしておるといふのが、現状ではないかと存じております。

○西村(力)委員 馬山に起きた第一回の人民の立ち上がりは、原因がいろいろ、契機であると思ひます。まあ、それはともかくとして、基礎となるものは、李承晩の十数年にわたる悪政に対する不満だと、こういふことであると思ひます。これはまあ肯定できると思ひます。その不満の内容をこまかくいふか、项目的に分析してみれば、一体どういふ点に不満があつたか、こういふ点について、もう少し詳しくお考えを示していただかなければならぬのじゃないかと思ひます。

○藤山國務大臣 御承知の通り、李承晩大統領は、年令も非常に年をとつた人であつて、いわゆる老人のがんこさといふものを持つておつたと思ひます。しかも、その経歴から申しまして、非常に苦勞された人でありまして、その間における性格の鍛練と申しますか、そういうやうな道もあつたろうと思ひます。従つて李承晩大統領自身の政策といふものが、相當独善的であり、しかも、強圧的であつたといふ

ことは、申すまでもないことだと思ひます。従つて、必ずしも国民の信頼を勝ち得るやうな点がなかつたのであつて、しかも、それを維持して参りますために、かなり強権をもつて行動してきたことは、御承知の通りだと思ひます。そういうことに対する長い間の不満といふものが勃発してきたといふことが考えられるのであります。今申し上げたやうな事情からきておるとわれわれは推察いたしております。

○西村(力)委員 私は、この不満の内容とするとところは、李承晩のファッショ的な恐怖政治、こういふやうなことが第一点、それから朝鮮人民の極度の貧窮、あるいはまた独裁政治となつて、選挙における完全なる官憲の弾圧に基づく不正選挙、あるいはまた韓国の政治の内容が腐敗暗黒政治である、こういふところにあると思ひます。その中で、朝鮮の民衆の極度の貧窮といふこと、これは一体実情はどうなつておるのか。これはちよこちよこ新聞にも出ておりますが、私もあちこち調べてはみましたけれども、アジア局長でもけつこりですから、一体どういふ貧窮の状況になつておるか。朝鮮民衆は四千年来の生活苦、八百年来の物価高、こういふやうなことを言つておるといふことが、いろいろなものに出ておるわけなんです。これではまるで生き地獄だ、こういふ工合にいわざるを得ないわけですが、その貧窮の度合いについての特徴的なところを、アジア局長からでもお示しを願ひたいと思ひます。

○伊藤政府委員 私もその具体的な事例は存じておりませんが、生活が逐次非常に苦しくなつておるといふこと

は、事実のやうでございまして。非常な物価騰貴、インフレといふことが行なわれておるわけでありまして。ただ、米あたりはみんなが食べておるとか、こじきなどはあまりおらぬといふやうな話も聞いておりますけれども、しかし、逐次生活が苦しくなつておるといふことは、事実のやうでございまして。

○西村(力)委員 その程度の答弁は、まあ一つの印象的なことだけれど、私に言われないわけなのでございまして、私の調べたところによりますと、農業生産は日本統治下における六〇％程度に落ちておる。それから春になれば、絶糧農民、食べ物なくなる農民が三百三十万人もあるのだ、済州島あたり、あつて、それに米粒を入れてすつておるといふやうなこと、こういふやうな非常に苦しい状況にあつて、そして、そういう絶糧になるといふことがわかりながら、やはり飯米をさいて売つていく、あるいは前借りする、こんな生活を続けておる。あるいは保健状況を言いますと、これは国連の世界保健機構が調べたところ、ウォルトン博士が行つて調べたところによりますと、対象人員七千九十八人のうちに、肝臓ジストマになつておる者が三三％、肺ジストマが一〇・六％、こういふやうなことが出ておる。こういふやうなことは何であるかといふと、極度の貧乏のために、手当たり次第に何でも食つておる、こういふところからこういふジストマ患者が出てきておるのだといふこと、あるいは就業状況を見ますと、労働可能人口が八百五十万のうち、完全失業が百十三万人——これは全部朝鮮の新聞に出たものを基礎にし

て調べておるのである。何も当て推量
でやっているわけじゃない。不完全就
業が二百六十万、合計して三百七十五
万。八百五十万の就労人口のうち三
百七十三万人が完全失業及び不完全失
業になっておる、こういうようなこ
と、これを見ましても、いかに朝鮮民
衆の貧窮というものがはなはだしい
か、四千年来の生活苦、八百年来の物
価高、こういうような言葉が出るのも
当然ではないかというところを、この一
例をもつて私たちが言えるわけなん
でございすが、それでは、その朝鮮
民衆の貧困がそうであるとするなら
ば、そのよつてもたらされた韓国の經
済政策、こういうものはどうである
か、これについて、これは外務大臣で
なくともけつこうでございすが、ア
ジア局長から一つ御答弁を願いたい
と思ふのです。

○藤山國務大臣 御承知の通り、韓国

は、地理的に見ましても、戦前から
そうでございすが、南の方に
おいては、農作物が主体であること、
申すまでもないのであります、若干
の鉱産資源等はございすが、若千
の資源等については比較的貧弱でござ
います。同時に、水産資源等もござい
すが、これとて、やはり今日までの韓
国人の技術からいいますと、必ずし
も十分な生産力を活用してないとい
う、生産方面での若干の弱点があるこ
と、申すまでもございせん。そうい
う状態におきまして国が建設計画を
やつて参るということになります、
ば、どうしてもある程度苦しい中から
貿易を拡大していくことをまず
とつて参らなければならぬのでありま
す。貿易拡大にあたりましては、やは

り隣国である日本との関係を円滑にし
て参らなければ、韓国自体の経済生活
というものが豊富になつて参りませ
んことも、これまた事実でございま
す。ところが、政治上のいろいろな理由か
らいたしまして、日本との貿易の打開
をはかろうというような問題につ
いても、必ずしも積極的な努力されて
きておらぬ点がございします。ある
いは、その他の技術的な改善等につ
いての日本の協力関係というものは、
今日の打立てられておらぬような状
況でありまして、そういうときにお
きまして、新興国家みずからの力も
つて、新與國家みずからの力もつて

やつて参るということについては、非
常に困難だと思ひます。従つて、ア
メリカのエイドというふうなものを
あてにしておることが大きな原因にな
つておると思ひます。それによつて
おろうと思ひますけれども、そういう
ような結果として、物資が足りない上
に、今言つたような政策でありますか
ら、おのずからインフレ状態になつ
てきておるということもございして、
それが国民生活を圧迫し、さらに生産
活動を循環的に悪くいたしてござい
すことも、申すまでもないのでありま
す。そういう原因が積み重なつて、今
日の必ずしも十分でない経済的な生活
が次第に醗酵されてきた、こういうふ
うにわれわれは見ております。

○西村(力)委員 隣国韓国の状況です
から、これは直接安保条約に關係がな
いかのごとくでございすけれども、
もう少し詳しくかりした調査というの
を持つておいでにならなければいかぬ
じゃないか。そういう調査がなければ
は、あなた方がこれから日韓協定を
作つて、そして日韓会談再開後の貿
易的な利益を求めようとするような動

きだつて、決して、朝鮮民衆の実態に
触れた、こういう工合にはならないと
思ふので、この点を少しお尋ねしてお
るわけですが、それでは、韓国には
米、韓の合同經濟委員會というものが
あるということについては御承知で
ございすか。

○藤山國務大臣 アメリカが、韓国の
経済的な援助をし、あるいは指導をい
たして参りますので、アメリカと韓国
との間にその種の委員會が作られまし
て、そして韓国經濟の再建というも
のに力をいたしておるということは承
知いたしております。

○西村(力)委員 力をいたしておる
というところは、表面的にそういう工合に
言えると思ふのでございすが、この
合同經濟委員會には、アメリカ側代
表として經濟調整官というものがお
り、強い権限を持つておる。その権限
は、アメリカ側から供給される施設、
物資及びその他の援助の購買、積み込
み、輸送措置を講じ、その援助の配分
及び利用を監督し、その主要任務を
管理する、こういうのが主要任務にな
つておると、その下に顧問官というも
のがございして、韓国の經濟というも
のがございして、この二つの人々に
よつて相当左右されておるのだとい
うこと、これは否定できないことであ
ると思ひます。そしてアメリカの韓
国に対する經濟政策は、そういう機構
を通じて、そしてアメリカの余剰物資
というものはけ口として韓国を見
る、しかも、それを援助したり何かし
たときの見返り資金というものを軍事
的あるいはその他につき込んで、それ
を通じて支配権を高めていく、こうい
う方向にきておるのだということ、こ

れは日本の政府としてはおいそれと承
認できないでしうけれども、これは
もうすべて知つておることであると思
ふのです。これに對しての反論がござ
いましたらばお聞きしたいと思ひま
す。

○藤山國務大臣 韓国に對してアメリ
カが相当大きな經濟援助をいたしてお
りますことは、事実でございします。ま
た、經濟援助をいたします以上は、ア
メリカとして、その使い方なり何なり
についてむだのないように、韓国政府
に對して細心の注意を盡言いたすこ
と、当然のこととてございします。こ
に、新しく獨立國家として進んでい
くというふうな、万事諸制度の完備し
ておらない状況下においては、そうし
た指導が行なわれまことは、私は当然
だと思ひます。ただ、アメリカがそう
いふことで韓国に對して何か非常な圧
迫をして、韓国自身のためにならぬよ
うな方向に進めておるとは、われわれ
は考へておらぬのでございまして、か
りに對日貿易の問題にいたしまして、
アメリカ自身が、李承晩の日本に對す
る態度というものを對して、必ずしも
それを全幅承認をいたしているわけ
はございせん。

○西村(力)委員 とにかく、アメリカ
が二十一億ドル、数千億円を韓国につ
ぎ込んでおるといふことは、記録にも
出ております。しかしながら、それほ
どの金をつぎ込んで、なおかつ、人民
の生活というものは極端に貧窮化して
おる。農業生産が六〇％であるばかり
じゃなく、工業生産においても、日本
の統治下にある時代の六〇％程度だ
といふことを見ますと、金をつぎ込
んだけれども、韓国の人民の幸福は一

つもたらされない、産業は一つも育成
されない、こういうことが現状として
現われているわけです。そうするなら
ば、やはりアメリカというものは、援助
も何も——今私が申し上げましたよ
うに、余剰の物資を韓国に与え、その
見返り資金をあらぬ方に使ひ、すなわ
ち、軍事という方向に使ひ、こういう
ことを主とする。すなわち、韓国の国
内産業というものを對しては一顧だも
与えずに、ただアメリカの余剰物資の
消費市場として、韓国に對してそう
いふ政策をとつておるんだ、こういう
ことは、やはり否定できないと思ひわ
けなんです。それならば、これほどの援
助をやしながら、なぜ朝鮮の産業が興
らず、韓国の人民の生活というものが
だんだんと貧窮化していくのか、その
わけはどことあると藤山さんはお考
へですか。

○藤山國務大臣

アメリカが韓国を經
済的に援助いたします場合に、それが
有効適切に援助が使はれて、そし
て韓国の經濟が成長し、安定してい
くことを、アメリカが所期しているこ
とは、当然でございします。それでな
らば、何年つぎ込んでおつただけに
なりますから、アメリカとしては、それ
が効果的に働くように指導をいたして
おること、むしろでございします。た
だ、今申し上げましたように、やはりこ
の点は、アメリカ自身が悪いというこ
とだけでは、自分の國の建設というの
に對して、もつともつと精進をしてい
かなければならぬ、また、あるいは政府
のとりました經濟政策等についても、
考慮をする必要があらうと思ひます。
従ひまして、アメリカとしては、それ

だけの金を永久につき込んでいくという事は考えないで、そのつき込んだものが逐次効果を上げて、そうして、だんだんつき込んでいかなくてもいいようにしていくことを期して援助していることは当然のこととごさいますから、そういう意味において、われわれとしては、やはり全体的にこうした問題については考えて参らなければならぬのでありまして、何かアメリカだけが、そういうことで非常に自分の勝手気ままなことをしているというふうには、われわれ考えておりません。

○西村(力)委員 そう考えられないでしようけれども、二十億数千万の金をつき込んで、二十億数千万の金を産業はだんだんと衰微していく。日本治下における水準よりも、六〇〇程度以下に低下している。朝鮮の人民の困窮がますますはたしくなるというところであるとするならば、アメリカの善意というものは生かされない。生かされないことは、一つは李承晩政権のやり方が悪いということもあるかもしれないが、アメリカ自体が考えている経済援助の形というものが、援助じやなくて、支配だということを前提として、こういう場合に、私たちはやはり言わざるを得ないと思うわけでありまして、もちろん、李承晩のやり方が、ただいたずらに反共北進武力統一、こういうことで人民を無理に掌握してやっておるという点、あるいは恐怖政治、あるいは腐敗政治——今回の五月何日かの週刊新潮には、柳大使が、八十億ですかの貯金をしたというふうなことが出ておりますが、あれはそのまますべて事実だなんて私は言うわけじゃないけれども、端的にああいう工

合に現われてくる朝鮮内部の政治の腐敗というものは、極端なものであらうと思ふ。しかし、韓国に米國がそれだけの金をつき込んでいくならば、大目標は、韓国の産業を發展させる、民生を向上させる、そのことによつてほんとうに韓国というものの力を高めて、そうしてアメリカの欲する反共軍事拠点として不動のものにする、こういう方向をとるのは当然だろふと思ふのです。ところが、事は全く反対だから、これは一がい、李承晩の腐敗だとだけ断ずるようなことはいけません。やはり私が申しましたように、韓国に対しては、余剰物資のはけ口、その金でひもつきの軍事支出、そういうところにつき込んでいくのだというアメリカの基本政策というものは、やはり一応これを指摘しなければならぬじゃないか、こう思ふのです。

ところで、それはそれにしまして、今度の日米安全保障条約の第二条には日米の経済協力の条項がうたわれておりますが、この経済協力の条項においても、韓国に対するアメリカの経済政策と同じような形は現れないにしても、基礎に流れる考え方というものは、あの条約の条項からくる対日経済政策においても、これはやはり同性質の方向をたどるのではなからうか、私はそれを非常に心配している。いかにその富裕なる国アメリカと提携していけば、それよりも国力の弱い日本が、経済的に非常に利するがごとく幻想を与えようとしておるけれども、この韓国に対するアメリカの経済政策を見る場合において、日本に対しても同じ性質の対日経済政策というものがこれから強行される。現にさつ々ある

のだということ、そういうことを私たちがはつきり見なければならぬわけなんです。その理由としましては、この間、昨年の十一月にビジネス・インターナショナルという会社のあつせんて来ました投資団の円卓会議の記録を見ましても、何と言つておるか。日本は、アメリカにとつては最も有望なる市場だと言つておる。しかも、日本の各産業における株の取得というか、投資というか、その制限というものの一切を除去してもらわなければならぬ。また、非居住者円の本国送還というか、そういう利益の本国送還というものの制限の一切を払つてもらわなければならぬ。これからまたアメリカがかりに投資をした場合において、その資金が効率的に運用されるためには、徹底的な合理化をしなければいかぬ。そのためには、太田蕨なんというの一番けしからぬなんというのを、名前を出して書いておるじやないか。労働組合を弾圧して、徹底的な合理化をして、アメリカの投資をした金が、効率的に運用されるようにしなければならぬというふうなことを書いてある。あそこには、はつきり現われてきているじやないですか。こういうことが、私は、あの第二条において最も警戒しなければならぬ点であるというのを考えておるのをごさいます。この第二条の件に関しましては、私はしろうとでありまますので、今後適任者が、政府の所見に対する質疑を行なうことになつておりますから、この程度にとどめます。

ただ、そこで私は、この条約の第十条の期限十年という問題について、経済的観点から一つ問題にせざるを得ないじやないか、こういう場合に考えるのです。そのわけはなぜかといひますと、私がかつて香港に参りましたときに、あそこの某物産の支店長といひろ話をいたしました。香港は、あのイギリスの手から租借の期限が切れると同時に本国に帰るであらう、こういうことです。そのとき言ひには、香港における投資というものは、やはり最低十年といふことを見越していかないと、それ以上の投資というものはほとんど意味がない。これから香港が、十年後には必ず帰るであらうから、まずここ二、三年の間は、十年をめどとして香港において事業を始めておるのだ。それは最初の五年間において完全なる償却をやり、あとの五年間においてもうける、こういう見込みを立てて投資をするのだ。その投資の最低限はやはり十年だ、こういうようなことを考えておるのだといふことを聞きまして、それから言ひますと、この期限十年というものは、やはり今アメリカが日本に対して行なうとする経済投資や何かに対して、十年間のこの軍事同盟の金縛りのもとにおいて、不安なくさういふ経済進出をはからうとするのだ、こういう意味を第十條は持つておるのだ、こういう解釈をはつきり私たちはやはり一応考えるといふことが必要である、こういう場合に私は思うのです。この件に関しましては、あなた方は何か笑われておられますが、十年という期限をアメリカが最後の線として確保した、その理由というものは、軍事的意味以上に、さういふ経済的な含みを持つておるのだ、これを考えるのですが、藤山さん、私の申したことに對する御見解はどうですか。

○藤山國務大臣 この経済条項につきまして、われわれ、両國間の貿易の拡大あるいは兩國間の経済政策その他について緊密な連絡をとつていくことは、基本的な日米關係の基礎でございまして、當然のことだと思ひます。何か貿易・為替の問題について、それが自由になることが、安保条約からきているようなお説でございましてけれども、おそれなく、自由主義を信奉して自由主義経済を立てておられますすべての國といふものは、やはり戦争中といふような時代を除きますれば、為替もしくは貿易の自由化といふことを基本といたしておることは、申すまでもないのでありまして、その基本に立つて、自由主義経済を信奉しておる國々はやつております。従つて、ヨーロッパにおきまして、一昨年暮れすでに為替の自由化を試み、やつておる。しかし、為替の自由化あるいは経済の自由化、貿易の自由化をやるのが、何か他國からの侵略を受けるとか、あるいは他國の支配を受けるとかといふようなことは、全く見當違いの議論ではないかと私は思ひます。さういふことによつて何かあれするといふならば、日本人の経済の能力といふものをあまりに卑下して考え過ぎるのではないかと、思ひます。われわれは、対米貿易にいたしまして、半分しか輸出できないものを、今日ではすでに同じ金額だけあるいはそれ以上に輸出するだけの能力を持つてきました。それらのことは、日本の國民の努力と技術的な改善によつて今日達成されてきておるのでありまして、われわれは、日本人のさういふ経済の能力といふものをあまりに卑屈に考へて、何かアメリカ

人と一緒に仕事をすれば、すぐにアメリカ人から支配されてしまふ、あるいはアメリカの資本が入つてくれば、それにすぐ日本の産業といふものが全部コントロールされる、あるいはアメリカの技術といふものに全部巻き込まれるといふようなことを考へることは、私は、現在の経済人から見ても、適当ではないといふふうに考へております。従つて、貿易の自由化にいたしまして、為替の自由化にいたしまして、社会主義を信奉してゐる国は別でございませうけれども、自由主義を信奉してゐる国としては、戦時中あるいは特殊の経済上の事情のない限りにおいては、そういう方向に向かつていくことは、これは当然のことでありまして、それは必ずしも他国の支配を受けるとか、経済的の支配を受けるとかいうことではございせん。

○西村(力)委員 藤山さん、経済問題になると生き生きして参りますが、私の聞かんとするところは、この日米新安保条約によつて日本を軍事的に金縛りにした、そういう状況下において、経済的な進出をはかろうとする意味はないのかといふことなのです。これを私たちは一番懸念する。何といつても、日本の大陸進出でも何でも、軍隊を先頭にしてやつたときの商売くらいもうかることはない、案外ことはないといふことは、これはもうはつきりしておる。これを軍事的金縛りに動けないものにしておいて、そうして安心して経済的な進出を日本にはかつてくる、こういう意味で、この十年というものをも最低のものとして米國が主張したのだ、こういう私の観測を、あなたは、そんなことはないといふのか、い

ささかはやはりそういうことがあるといふのか、その点を御質問しておる。

○藤山國務大臣 アメリカも、今回の安保条約を作ります上において、日本の平和と安定ということを所期しております。従ひまして、安保条約によつて日本の平和と安定が守られるということでありますれば、経済交流がその期間安定してくるということも、それは当然のことでありまして、決してそれを否定するものではございせん。しかしながら、何か先ほどお話しのように、借款が十年の期限だから、条約の期限を十年にするといふようなことを、われわれは考へておるわけではございせん。借款が十年といつても、今年全部の借款ができるわけではないのでありまして、五年後にできるか、八年後にできるか、わからぬわけでありまふ。借款そのものの期限が十年が最低だから、それを十年にしたといふようなことを、考へておるわけではございせん。

○小澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時五十三分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、お諮りいたします。今後の質疑に際し、参考人として日本放送協會会長及び同専務理事に出席を求めたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小澤委員長 御異議がないと認め、さう取り計らいます。

○小澤委員長 質疑を続行いたします。西村力弥君。

○西村(力)委員 午前中に引き続き質疑を続行したいと思つたのでありますが、たまたま、昨日来飛鳥田委員によつてその重要性を指摘されておりましたU2の問題につきまして、ソビエトの首相であるフルシチョフが、演説したその内容が報道されておりますが、これはまことに重大なる問題であると思ひますので、まず、この問題について、政府の見解と決意といふものを聞きたたしておかなければならぬ、こゝ考へるのでございませう。

新聞報道によりますれば、昨夜モスクワのチュコ大使館に開かれたチュコの解放十五周年記念レセプションで、フルシチョフは次のような演説をしておる。それは「もしいくつかの國々が今後もしソ連を侵す飛行機の発進を許すならば、ソ連はそれらの國の発進基地を攻撃するだろう。こゝういふ演説をやつておられます。こゝういふことは、私たちの絶対に避けなければならぬことであるし、この演説が現実化するようなことは、私たちはいかなる努力を払つても避けなければならぬ。こゝういふ工合に考へるのでございませう。しかし、U2が二千キロ近くもソ連領内に侵入をして、軍事的な地圖の作成の観測をやつておる。しかも、過去三年以上にわたつてこの行動を繰り返してきたといふことに対するソ連の憤激といふものは、やはりこゝういふような形で現われてきたのだといふことを考へますときに、(発言する者あり)あなたが、今不規則発言があつたようにお聞きかしてある、こゝ一蹴するといふようなことは當を得ていない、こゝ思ひま

す。それでこのことにつきまして、きのうの議論を聞きますと、日本にあるU2の三機は、氣象観測、台風に備へる氣象観測、そういうようなことを主にしておるのだといふことを政府側は最後まで突つぱつておりまして、けさの新聞によりますと、ポールドウィン氏——この人は有名な外交評論家だと思ふのでありますが、ニューヨーク・タイムスにどう書いてある。ごらんになられた方は多いはずであります。ソ連で撃墜されたと同じスパイ目的の飛行機は、日本からも発進している。U2計画は恐らくワシントンから周到な指示を受けたものだ。NASA(米政府航空宇宙局)とロッキード航空機会社は恐らくこの中央調報局の活動を偽装する隠れミノとして名を貸していたものとみられる。こゝういふことを言つておられます。日本から発進しているU2も、はつきりスパイ行為、スパイ目的をもつて行動しているのだといふことを彼は指摘しておるわけなのでございませう。それでありますので、私は総理にただしたいことは、こゝういふ昨日来の答弁のままだと置かして、それで十全なりと言へるかどうか。しかも、それに引続いてソ連の国防相は何と言つておるか。「われわれは自己の領土と、飛行場を、ソ連に向けて飛ぶ飛行機に提供してゐる犯罪の共犯者である諸國に警告したい。現在の技術はきつめて完全で、われわれは侵入者がどの飛行場から飛び立つかをはつきり知ることが出来る。こゝういふことを言つておられますし、今後日本国内にU2機が存在し、政府が答弁すると異なる、彼らが

米の当局から指示を与へられておるスパイ行動に出た、こゝういふことが発生した場合に、日本がその攻撃を受ける危険性といふものは、非常に重大な可能性として私たちは考へざるを得ないわけなのでございませうので、私たちは、きのうのあの氣象観測云々の答弁のごまかしの一切を捨てて、この際、日本国内からU2機を全部撤去してもらふなければならぬといふ強い意思を米当局に申し入れる、こゝういふ工合にいかねばならぬと思ひますが、総理は、このフルシチョフ演説に關係しまして、U2問題に対する態度、どういふ工合にいたそうとするか、はつきりとその点についてお聞かせを願ひたいと思ふ。

○岸國務大臣 その問題につきまして、昨日もはつきりと申し上げてあります。私は、アメリカのこれらの飛行機が、日本の基地を使用して外國の領空を侵すといふようなことがあるならば、これは断固としてアメリカに對して抗議して、この事態をなくするといふことを申し上げておられます。従つて、この点に關しましては、私は昨日もはつきりした私の決意を表明をいたしておりますから、それをなお、あらためて申し上げるだけであります。

○西村(力)委員 それは総理の決意ではないと私は思ふ。決意といふ工合には受け取れない。なぜかといひますと、領空侵犯の事実があることと認めた場合は撤退を求めると、こゝ言つておるが、事実日本から発進しているU2といふのは、同じ目的をもつて行動するといふことは、これは世界のだれもが、アメリカのポールドウィン自身が認めてゐることなんだ。それすれば、このフ

ルシチョフの言明によつて、このまま推移して領空侵犯したんだなあと知るときには、この不幸なる事態がそのまま現実のものとなるならば、われわれの上に報復攻撃がきたときに、初めて、ああU2は領空侵犯をしたんだなあと気がつかざるを得ない。そんなことになつてから、お歸り下さいなんて言つたつて、それはあとの祭りというものだ。そういうようなことで、今現実には、こういう世界の、あるいは米ソの關係が進展をしており、緊張の度を非常に強めてきておるとき、このときに、侵犯したという事実があるならば撤去してもらおうというようなことは、今の答弁としては、絶対にこれは受け取れない。侵犯しておるか否かというときには、私たちが攻撃を受けたときと初めて知る、こういうこととなるわけなんです。そういう答弁で、日本の國民はだれが納得するか。この際本氣になつて、一つ日本の國土と國民を守るためには、積極的な意思表示と行動というものが、日本政府によつてとられるべきであると私は思う。どうです。

○岸國務大臣 ソ連も國連の忠実なる一員だと私は考えます。他國のそういうスパイ行為で、領空を侵したということでもつて、その基地に対して武力攻撃を加えるということは、國連憲章が禁止してあることであります。私は、ソ連がそういう國連のメンバーとして……(発言する者多く、聴取不能)考えません。従つて、そういうフルシチョフの言明をそのままソ連が実行するものとは、私は信じません。しこうして、このU2の使命については、かねて申し上げておる通り、米國側におい

ては、責任を持つて、氣象観測以外のことは用いていないということを明瞭にいたしておきます。また、將來そういう事実があるとするならば、私は、先ほど来申し上げている通り、日本政府としては、これは日本が基地を提供してある趣旨に反しますから、これに對して、その事実をなくするような適當な措置をとるというのを申し上げておるのであります。

○西村(力)委員 それは私たちが、ソ連が軽々に報復攻撃をするであらうとは思わない。そういうようなことがあることを、私たちは絶対に避けなければならぬ、という、こういう前提に立つて言つておるのです。であるから、ソビエトは、國連加入國の一員として、そういう不法なことはやらないであらうというようなことではなくて、こういう強硬聲明に至るその根本を生み出した原因というものを、これを除くという方向にいかなければ、そういう危険性というものは、絶対に排除することはできないわけです。きょう配付になつたU2機に關する國務省発表によりますと、「合法的な國防手段としてのこの種の活動は、自由世界に比してソ連が行なっている過度の秘密のためにその必要性が増大している。」と云つて、自分たちの、領域深く二千キロメートル山脈方面までも入ることを合法化している。こういうところに、このフルシチョフ首相の強硬言明というものが生まれたのだ、そこから生み出されておるのだ。こういうことを考へまして、それと同じ機種であり、同じ指令を受けているとアメリカの新聞記者さえもはつきり指摘しておるU2機が、日本にあるというよりなこと

は、やっぱりこれはただごとではない。だから私たちは、岸總理が、ソ連はそういうばかんなことをやらないだろうというようなことの言いわけではなく、無理な安心感ではなく、はつきり、こういふことになる危険性を除去するために、日本國の意思として、U2機が日本國內から撤去することを望むのだということ、そういう正式な意思表示を米國にやつて何ら差しつかえないし、また、それは當然日本國民に對する總理の責任であると私は思う。どうです。

○岸國務大臣 問題は、西村君の質問の前提をなしております——米國の記者が言つたことが事実であるという前提に立つておられますが、このU2機は、過去において氣象観測に従事しており、日本における伊勢湾台風等におきまして、貴重な資料を提供いたしておられます。従つて、私は、今の状態において、氣象観測に従事しておるところの飛行機に對して、こういうようなりわさを基礎として撤退を求めるということは適當でない、あくまでも責任のあるアメリカ政府と日本政府との間の交渉によつてこれを処置すべきものであつて、一々そういうことに對する風評であるとか、あるいは批判であるとかいふものに基づいて、これに對して処置すべきものではない、かように考えております。

こういふような態度であるから、この安保の審議を通じてどういふことがいわれておるか。安保条約は、事前協議といつても何といつても、ハロー・ハローと呼びかけられれば、イエス・イエス、中身は聞かなくてもよろしい、こういうような場合に日本政府が出る、こういう条約なんだ、これは甚固のおもしろい話であります。しかも、詳しくは知りませんが、昨日の自民黨の代議士会において、某氏がどういふことを言つたか。U2機2がつかまつたのは、あれは選挙違反と同じようで、たぐさんあるのだけれども、見つければあれは不幸なんだ、こういうようなことを発言したように聞いておるのですが、この発言の裏側には、やはりみんなをさうやつておるのだけれども、たまたま見つかつたのは、あれは不幸なんだ、こういう場合には、やはり考へておるという工合にあつておる。私は、そういう工合にあつておる。私は、考へておるのであります。重ねて申し上げますが、アメリカのU2機が日本から行動を起して、絶対に氣象観測以外のスパイ的行動、領空侵犯というものを今までもやらないし、今後もやらないんだという保証がどこにあるのか。アメリカがそういう言ひからさうだという以外にはないんですよ。そういうことであるから、結論づければ、私たちは、アメリカが私たちに言つたことを裏切つてスパイ行動、領空侵犯をやつたんだということを知らるときには、すでに報復攻撃がくるんだ、きたときに初めて知るんだ、こういうわざを得ないわけなんです。ですから、私は、今の總理の答弁は、とうてい日本國の總理の答弁としてはすなわに受け取るわけに

参らないのであります。こういうフルシチョフの言明を、私は正しいと言ふわけでもない、こういう現実を好むわけでも何でもない。しかし、そういう國際的な緊張が、現実の形においてわれわれの目の前にきた場合において、私たちはこれを避けようとする、日本國民すべての者がこれを避けようとする、この氣持を生かす總理の努力が、領空侵犯の事実があれば歸つてもらおうと言うだけであつては、これは國民だれ一人納得しないであらうと私は思う。今ほんとに決意して、こういう事態にあつて、U2機といふものの存在は、日本の國民の安全にとつて重大なる危険を予想していかなければならないものであるといふようなこととから、強固なる意思をもつてこの撤去方を申し入れられる、こういう方向にいかなければならぬ、これは日本の總理として當然の責務である、私は思ふ。再度一つ總理の決意というものを聞かしてもらいたい。

○岸國務大臣 何回答弁をいたしましたも、先ほど答弁を申し上げた通り私は考へております。

○西村(力)委員 同じであるといふことであるとするならば、あなたがこの日本の國の政治を持つておる限り、私たちは、この不幸なる事態が現実になつたときに、初めてU2が領空侵犯をやつたんだということを知り、アメリカが領空侵犯をしたことが事実になつたら、今度は岸總理が歸つてもらうといふことをアメリカに申し入れをするだろう、こんなような、まるでのんききわる方法をとらざるを得ないといふことになつてしまふわけなんです、それ以上の答弁を求めもししよ

うがありませんから、しからば、帰ってもらわないまでも、アメリカが言う気象観測以外のことはやらないんだということを実証する、われわれの手でそれを実際に検討する、これは事実であるということを確認する、そういう方法について新しい手段をとられることは考えておりませんか。

○岸国務大臣 この問題に関しましては、昨日来お答えを申し上げました通り、われわれが非常に深い関心を持っておることでありまして、従って、この事実を調査するにつかましても、われわれは重大な関心を持っておることとして、真剣な調査をアメリカ側に問い合わせたして、その責任ある回答に基づいて先ほど来答弁しておる通りでございます。私たちは、U2が気象観測以外の仕事に従事しておることとは認めておりません。従って、先ほど来お答えを申し上げた通りに考えております。

○西村(力)委員 やはり、それは事実を確認する手段はない、その意思もない、ただ、アメリカ側の言い方そのものを信ずる以外にはない、そういう言い方にすぎない。これでは帰ってももうとうとうとも申し出しない、しかも、U2というものは絶対スパイ活動、航空侵犯やなんかをやらぬのだというところを、みずからの努力によって、力によってこれを確認するという努力を一切やらないのでは、総理のこの問題に対する態度というものは、何もないということになる。何もものないということなんである。ただ、日本国民が深甚なる注意を払っているからという意思をアメリカ側に伝える、これだけにすぎないということになつてしまふ。こういうことで日本の安全

というものが守られるか、日本国民の生命というものが守られるか、この問題は絶対に了解ができない。できないし、総理の今の答弁は、何らの誠意を持っていないということに非常に遺憾に思わざるを得ないのであります。それでは、やはり巷間に伝わっているハロー・イエス・イエスということ以外にはないではないか。無条件イエス・イエス、これ以上総理は新しい手段、方法をとる考えはないかどうか、これは、くどいようでございます。私には納得できないから、やはり総理の考えをもう一度——考えというよりも、この段階において、一國の総理としての決意というものを聞きたい。はつきり示してもらいたい。

○岸国務大臣 私は、ただ単に、アメリカの言うことに對して、それをただうのみにしているということではございません。もちろん、この問題に関しては、先ほど来申し上げている通り、われわれとしても、非常に強い関心を持って問題でありますから、アメリカ側に対して、彼らの言明しているところの気象通報以外の業務に従事するものではないということについての十分な保証をアメリカ側に要求すべきことは当然だと思っております。そういう意味において、政府として、アメリカ政府に対してわれわれの考えを十分述べていき、そして、アメリカ側のこれに対する責任のある言明をとることは当然であると思ひます。これらのことにつきましても、十分日本政府としてなすべきことはやっていくつもりでございます。

○西村(力)委員 それでは、赤城防衛庁長官に聞きますが、昨年の十二月、U2の問題について、飛鳥田委員が本会議において事実を示してその危険性というものを指摘した。その後、具体的に現場にあった人々に対する調査がなされていない。また、きのうその問題が提起せられました。きのうの問答によつて、新聞の報ずるところ、われわれの目で見たところによると、政府側はまことにろくばいしごくというところを書いておられます。しかし、ろくばいするかしらないかはともかくといたしまして、あれだけの問題がここにはつきりした限り、きのうでも、あるいはきょうにでも、赤城長官の意思によつて、防衛大学の教官その他列挙したこれらの人々に対して直ちに調査する、こういうような工合に指令が出ていなければならぬと思ひます。自民党さんに對して、私たちが、政府はアメリカの報告というものを信じて、それ以上に出ないんだ、それじゃ、われわれが証人を呼んでほんとうのところを調べようじゃないかと提案すると、そういうことは絶対まかりならぬといつて一蹴してくる。こういうようなことでは、一体、具体的にこのU2の問題に対してスパイ活動その他をやる危険性がない、ということを実証しよう、また、危険であるならあるで、それを見出そうとする具体的な努力というものは一切なされてないんだというところ、こういうことに私たちはなるものか、あつたんです。赤城さん、どうですか、あの問題について直ちに実態究明のための行動を起こしておりますか。

○赤城防衛大臣 一般の、防衛庁関係でない人を調べるということは、人権じゅうりんだとか何とか言われまうから、慎重に扱つていますが、防衛庁関係の者だけには、さつそく調査をいたしました。防大助教山田和英、こういう人を昨日指摘されましたので、呼んで聞いてみました。その結果を申し上げます。

当日、すなわち九月二十四日です。午後、日本グライダークラブ、これは山田所屬であります。及び新日本グライダー研究会、これは清水所屬であります。練習をしておたわけでございます。そして、練習しているところへ、飛んできたものがありまして、珍しいグライダーが来る、これ言う者があつて、上空を見てみると、一千フィートから二千フィートのところから、U2がエンジン停止して旋回しまして、タクシー・ウエーの端に翼の端を触れて停止した。それから、不時着の際は、現場に女、子供二十人から三十人がおりました。不時着によつて自転車や壊れた。それから、外部から見たと、特別の装置等は見ることはできなかった。

その次に、不時着後二、三分ぐらいで、ヘリコプターのベルが飛んできまして、不時着機のすぐそばに着陸した。二、三人の私服の米人がおりました。これらの米人はピストルを携行してはいた。そこで、パイロットは、そのベル到着前に、風防をあけて立ち上がった。手を振つて、寄るなどという身ぶりをしていた。パイロットがピストルを持っていたかどうかは、これは不明であります。そこで、そのベル機からおりた米人とパイロットは会話をした

たあと、その飛行機を警戒して、その際、威嚇するようなことはなかった。見物はほとんど女、子供で、遠巻きに見物していただけであつた。

それから、その後五、六分で、これもヘリコプターでありましたが、S21が飛んできました。四、五人の私服がおりてきた。前記人員とともに飛行機を包囲して、身ぶりで写真撮影を禁止した。それから警官が到着して、これは制服で、時刻についてはよく記憶していませんと言つております。警官が到着しまして、警官は現場で見ているだけで、先方とは何の交渉もなかった。自転車をこわされた者が、かけ合つてくれと言つていたことは事実である。それから、その後、さらにジープが到着した。制服かどうかは覚えていないが、MPではなかった。

それから、グライダーの練習をやめて事務所引き揚げた際、先方が通訳を連れてきて、不時着時の状況の証言を求められ、この当の山田、それから伊藤が証言をしたが、その際、おどかし等のことはなかった。それから、暗くなつてから自動車で発電機を持ってきて、事故機を照らし警戒をしておつた、こういうことでございます。山田という助教は、防衛大学で車両工学を担当している助教でございます。それから、お尋ねがありました。調査した、調査した者があつたか、つけました。横濱調達局の調査に当たった職員は、技官の栗原文次郎と事務官の井上秀雄であります。横濱調達局の職員は、不時着事故の連絡を受けて現地につけ、当時、現地では機体を分解してトレーラーに積載中で

あったが、被害の調査については、米軍は協力的であり、職務の遂行には何ら支障はなかった。従いまして、調達局の職員が追ひ払われたような事実はない、こういう具体的な調査でございませう。

○西村(力)委員 おくればせながら調査されたことに対しては、私たちは好意を持つてありますけれども、しかしながら、防衛庁の大学の教官はあなただの部下です。そういうような関係においてのみ調べられたものだけが唯一無二の証言という場合には、私たちに考えられない。そこで、私も本日の問題に入っていくたいので、この問題はここで打ち切りたいと思うが、委員長に対して、きのう飛鳥田委員が要求したように、事はもうまことにぎりぎりの、私たちに対する危険が迫っている問題までに進展をしてきたという状況下において、やはりその他の目撃者をも当委員会に呼んで、証人として陳述を求め、そういうことになれば、昨日の飛鳥田君の指摘された危険性というものが、こういうことが明確になるものと思ふし、また明確にならなければならぬ、こう考えるので、証人喚問のことについて、私も動議として強くこれの実現方を要求しておきます。

○小澤委員長 西村君にお答えいたしますが、この飛鳥田君の要求の証人の問題は、西村君自身御承知の通り、現在理事会で懇談中でありまして、この結論を待つて適当に善処いたしたいと思います。

○西村(力)委員 それでは、本日の問題に入りますが、午前中は、韓国民衆の経済的な貧窮ということ、こういう

うことがどこからきているかというところ、これは李承晩の圧政、腐敗政治、それとともに、アメリカの対韓経済政策というものが基礎になっているんだということを申し上げたい。しかし、事は、経済政策だけでそういうものが生み出される、こういう場合に考えるわけには参らないと思う。それはどういふことかという、やっぱりその次に問題になるのは、韓国における過度の軍事増強ということ、これが韓国の国民の貧困というものをもたらしている大きなものの一つであるということ、こういう場合に言わなきゃならぬと思うのでございまして、防衛庁としましては、隣国韓国の軍事事情というものについても相当詳しく検討せられておると思うのでございまして、防衛庁の知っておる韓国の軍事的な情勢というものの概略についてここでお知らせを願いたい。

○赤城國務大臣 政府委員からお答えさせていただきます。

○加藤(陽)政府委員 韓国の軍事情勢でございまして、現在韓国が持つておられますと考えられる軍備は、陸軍十九個師団、約六十万人、海軍が約三万五千トン、空軍が約二百機くらいでございまして、主として三十八度線に主力を集中して重点を置いておる配備になっております。

○西村(力)委員 そのほかに、予備兵力というものがあられるはずでございませう。

○加藤(陽)政府委員 今の十九個師団というのは、第一軍と第二軍とに分かれておりまして、第一軍というのが主力の部隊でございまして、これが三十八度線を中心として配備になっております。

○西村(力)委員 ここで重要なこととして私が指摘したいのは、五十五年には予算の五一%、五十四年は、朝鮮動乱の收拾のためにも必要があったた

ます。第二軍というのが予備的な軍隊でございまして、これがその後方に配置になっておるといふ状態でございませう。

○西村(力)委員 それから韓国の軍隊は、主として三十八度線周辺に集結されておるといふことであります。韓国は、それはお見込み違いではないか。韓国全土にわたって軍事基地があります。もちろん、三十八度線には相当重点が置かれておることは間違いないが、全土にわたって配置されておるといふこと、そういうようなことをお知りでございませうか。

○加藤(陽)政府委員 第一線部隊の重点が三十八度線に向かつておるといふことを申し上げたのでありまして、第二軍の予備的なものは、その後方全土にわたって配置されておるわけでございます。

○西村(力)委員 合計しますと、予備兵力を合わせますと、大体百万の軍隊を擁しておる。韓国の人口は二千数百万、そういう中に、百万の軍隊を擁するということ、これが経済的にすばらしい影響を与えるということ、これは当然言えると思ふのでございまして、予算面においては、韓国の軍事費というのはいくら比率を占めておるか。

○伊藤政府委員 年によって違つておりますが、大体五十八年度は三七%になっております。それから五十七年度は三四%というふうな数字になっております。

○西村(力)委員 ここで重要なこととして私が指摘したいのは、五十五年には予算の五一%、五十四年は、朝鮮動乱の收拾のためにも必要があったた

めか、七三%の軍事支出をやつておる。五十七年が三四%、五十八年が三七%というの、私の調査と同じであります。その軍事費の大部分は、軍人の俸給と軍人の給食費に使われておる、こういうことで、他の装備は他にたつておるんだというふうなことで、こういう点は防衛庁お認めになりますか。

○加藤(陽)政府委員 これは確実には承知いたしておりますが、韓国のいわゆる軍備産業であります。そういう方面の能力からいたしまして、主要なる軍の装備品というものは生産できないだらうと思ひます。

○西村(力)委員 ほっとんど軍人俸給と軍人給食費にその予算が使われまして、装備は一切アメリカ依存というふうなこと、ほとんどアメリカ依存という方向をとつておるんだということ、こういうことは、はつきり私たちは知つていかなければならない。われわれ日本の自衛隊においても、それはほとんどとは言わないにしても、装備の重点というものはアメリカに依存しておるといふこと、アメリカの供与が確定しなければ、日本の五カ年計画も何も実際に進行しないということ、こういうふうなことは、やはり対比して考えていかなければならない、こう思ふのでございまして。そのほかに、米軍の駐留は大体五、六万だろ、こう思ふのですが、その米軍の装備は原子兵器によつて装備されつづつある、現実にそうなるおるんだということ、これを

お認めになりますか。

○加藤(陽)政府委員 韓国におります米軍は陸軍が主でございまして、これは米国の第八軍、二個師団をもつて

編成をしておる部隊でございませう。そのほかに、軍直轄の部隊が相当おるようでございませう。第八軍の装備につきましては、大体他の師団の装備と同様でございませう、特に私ども、いわゆる核兵器でございませう、そういう点についての発表を注意深く見守つております。マタドールという兵器を配置しておるようでございませう。そのほかに、いわゆる原子砲——二百八十ミリの原子砲というふうなものも韓国に持つていっておるようによ発表しておつたと思ひます。

○西村(力)委員 マタドール、あるいは何ミリでしたか、二百八十ミリの原子砲、こういうものをに入れておるほかに、オネスト・ジョンというものも入れておるといふことは、これは発表によつてはつきりしておるわけなのでございませうが、これはどこに配備されておりますか。

○加藤(陽)政府委員 その点は承知いたしております。

○西村(力)委員 アメリカ軍の発表にもあるように、三十八度線近くの春川というところに司令部を置いて、三十八度線にこれが配置されておるといふこと、これは米軍の発表によつてはつきりしておるわけなのでございませう。

○西村(力)委員 アメリカ軍の発表にもあるように、三十八度線近くの春川というところに司令部を置いて、三十八度線にこれが配置されておるといふこと、これは米軍の発表によつてはつきりしておるわけなのでございませう。こういう場合に、二千万の人口に百万の軍隊を擁し、それにアメリカ軍が原子兵器の装備をやつて、三十八度線にこれを配備しておる。ことにマタドールなんというの、御承知のように八百キロも飛ぶ飛翔体なわけでありまして、こういうところからいまして、この韓国における軍事的な情勢というものは、まことに危険なものであり、しかも、この原子戦に対応する演習が

知っていかなければならないのではな

すが、その点は私の聞き間違いかどうか

うある議員の質問に対する答弁であり

る意思ありやいなや、本気でやる意思

山の石として、岸総理がみずから反省

する点が今までなかったかどうか、李承晩のあのやり方に対して、みずからやはり反省するといふようなことはないかどうか、その点はどうか。

○岸国務大臣 私は、私の政治をいたす心がまえとしては、かねて国会で申し上げております通り、民主主義の原則に従つてすべての問題を決定していくといふ考え方でございまして、この信念に基づいて従来あらゆる面において行動いたしております。別に、李承晩のことを他山の石として反省すべき私自身の何らの行動もないといふことを申し上げておきます。

○西村(力)委員 その点の論争は避けませんが、国民があなたのやり方に対しては相当危険を感じている。(発言する者多し)このことは、自民党の反主流派においても相当言われておると私は思う。(よけいなことを言うな)と呼び、その他発言する者多し)双方ともお静かに——とにかく、国民自身も決して心がゆるやかでない。岸内閣施政下になってから、心が伸び伸びとゆるやかでない。何かしら大きな不安を感じているといふこと、こういうことは、これは否定できないことであると思うのであります。しかし、このごろの動向を見ますと、やはりどうも——そういう岸内閣の一つの本質的なものをびんと体して行動しているのは何であるか。警備法や安保条約といふと、一番先に行動的に体を張って出てくるのは一体だれだ……(社会党じゃなか)と呼び、その他発言する者多し)そういうことはとにかくとして、きのうのテレビを見ましても、鈴木善幸氏は、うやうやしく、安保通過の請願書を受け取っておるが、ああい

う動きが単なる動きかというところではない。言わなくても、今の政府の一つの方向といふものをびんびんと感じて動いてくるのは……(君らも受けつけているじゃないか)と呼び、その他発言する者多し)悪いというのではない。いろいろの意見もあるかと思ひますけれども、この間の二十六日のあ

の全学連のチャペル・センター前の集結のとき警察官の行動なんというものは、あのときに、私はまんがならぬので、負傷者の収容されていふすべての病院を夜全部回つて調べてみましたが、そうしますと、陰囊打撲、あるいは目をやられていふ、鼻破がござ

されていふ、こういうものを中心として、ほとんどは、意識的にやつたと思ひますを得ない、こういう負傷をしておるわけなのです。しかもあのときは、新聞記者の諸君も相当の暴行を受けた。伝を聞くところによりまして、あまりひどいじゃないかと言つと、その警察官は、ああ、ブン屋さんか、お前もちよつとかわいがつてやろうか、

こういうわけだ、暴行した……(この委員会で新聞記者をなぐつたのはだれだ)「社会党、痛いか」と呼び、その他発言する者多し)痛くもないけれども、筆頭理事として敬意を表する人が発言中だ。私の発言は遠慮しよう。

○小澤委員長 静粛に願います。
○西村(力)委員 その際には、女学生の髪を瞬間的に抜いた、こういうものが私たちに届いて、私はその髪の毛を持つておりますが、いすれにしましても、こういうような一つの現われ方としましては、これはやはり政府の基本的な方向といふものをそこに具体的に現わしておるのだ、現われているの

だ、私たちがそういう工合にはつきりと見ていかないといけない、こう思ひます。であるから、他山の石として反省すべきであるといふことを言うたのでございませう。

そこで最終的に——に……(茶番劇じゃないぞ)と呼び、その他発言する者多し)今のは思はず出ましたので、心からその取り消しをしておきます。何らの意図を持つものではないでございます。

そこで最終的にお尋ねしたいのは、今度の安保条約を国会を通過させるために、自民党総裁である総理は、警官を導入してまでもこれを通そうとして考へておるかどうか、これを一つ明確にしてもらわなければならぬ。これは一つ真剣に答弁をしてもらわなければいけません。私たちは、今まで警官導入のことに於いて国会の審議をやつたことが数回ございませう。ござい

ますが、暴力云々を言う前に、そういうような無理押しといふことを反省させなければならぬ、また、警官を導入した場合において、たとえばソ連のペリアといふような者がかりに警察庁長官であるならば、こつそりとピストルを携えて、国会の中をみんなこう

やつたならば、完全にクーデターがでける。国会に警官を入れるといふことは、完全にクーデターを行なうことも可能になつてくるわけです。でありますから、この大事な日本の運命を決定する安保条約の審議にあつて、絶対に警官を入れない、そういう工合に、この際、総理は、自民党総裁としても、明らかにここに意思を表明していただきたいと思ひます。

○岸国務大臣 これは私の権限ではございませう。御承知の通り、国会におけるところの秩序を維持するためにどういふ行動をするかといふことは、議長

の権限でございませう。私は、日本の民主政治のために、従来、集団的暴力のために議事が行なわれない、円満に行なうことができないと考へて、かつて、議長が警官を入れてこの議場内の秩序を保たなければならぬといふ、悲しむべき事態があつたことは、はな

はだ遺憾だと考へておりました。いずれにいたしましても、このことは、議長が国会における秩序を維持するためにとられる行動でございまして、政府としても、あるいは自民党総裁として、私は意見を申し上げるべき筋ではないと思ひます。

「そのくらはは常識を持て」と呼ぶ者あり
○西村(力)委員 常識は、議長の単独意見で警官導入が決定されるなどとは、だれも思つていない。これは自民党の方針だ。
「発言する者多し」
○小澤委員長 静粛に願います。
○西村(力)委員 議長がさめるといふことは形式的なことであつて、われわれの常識は……
「発言する者多し」
○小澤委員長 静粛に願います。

○西村(力)委員 われわれの常識は、自民党の意思決定によつて議長が押しつけられるのだ、こういうような国会の実態である。こういう点からいって、自民党総裁としての岸総理の答弁を私は求めておるわけなんです。まあ、しかしながら、この点についてはそれ以上の答弁がないと思ひますの

で、そこでとどめておきますが、さて……(ここは寄席ではないよ)と呼び、その他発言する者多し)私の質問は、今の問題は、安保審議をどう民主的に持つていくかといふことについて、しかも国民全体の納得のいく、誤まりない審議をするために、岸総理のお考えを聞いていふのであつて、これは寄席でも何でもありません。安保から離れていふわけでもない。安保に対する、今

ざりざり迫りつつある問題に対する、ほんとうに直接に関連ある問題についてやつていふ。

それで、私のその次にお聞きしたいと思ふことは、いろいろ朝鮮の民衆の不幸、こういうようなことの原因をあげて参りましたが、しかし、そういう不幸のもたらされたもう一つ基本の問題といふものがあるであらうと思ふ。

それは何であるかといふと、やはりアメリカ軍が韓国を反共軍事最前線として絶対にこれを確保するのだという政策、それと、李承晩の北鮮武力統一といふその思想と、これが一体となつて

こういう不幸をもたらしつていふのだといふことを私ははつきりと申し上げなければならぬ、こう思ひます。そういうことは、今までの経過からいって、相当言えるではないだらうかと思ひます。第一番目に、カイロ宣言とか、あるいはボツダム宣言とかといふもので、朝鮮は全朝鮮人民の手に返されるべきはずのものであつた。ところが、日本降伏後、朝鮮の人民は、いち早く人民共和国を作ろうとして、その結成の段取りまでいってつた、こういう事実が外務省においては認められま

て、あまりそういう極端な、李承晩に
○西村(力)委員 まあ今の現陳にお
アメリカの側が表明したようなことは
ないにしても、今後あるかもしれない
い、また、それほどの程度でないにし
ても、今度為替・貿易の自由化に踏み
切った政府の方針決定というものは、
通産省の現役の有力なる官吏の言をか
りても、あるいはその他の経済雑誌を
見ましても、これは明らかにアメリカ
の干渉でこうなっているのだ、アメリ
カの申し出が強いためにこうならざる
を得なくなったのだということを言
ておりますが、程度の差こそあれ、
やはりああいう貿易自由化を日本に強
く求めるという形で、干渉がましいこ
とが現われつつあるのではないだろ
うか、こう思ふのです。この点は、御答
弁を求めましても、あまり適当な答弁
が得られないと思ふので、それはは
それにしまして、しかし、こういう韓
国に対するアメリカの意思表示とい
うものが効果を直ちに現わすという
なことは、何からきているかとい
う、やはり米韓と韓韓との関係が軍事
的に、経済的にほんとうに結びつき過
ぎておるといふところからその効果が
現われるのだ、これは私たちお互い十
分に考えていかなければならない。そ
ういう際において、日米の関係におい
ても、程度の差こそあれ、そういうこ
とが予想される。それを警戒するため
には、そういうきずなといふものを排
除する努力、これがやはり政治の方向
としてとられなければならないのじゃ
ないだろうか、こういう工合に考えて
おることを申し上げて、その点は打ち
切りにしたいと思ひます。

それでは、その次にちよつと条約に返ります。条約の第四、第六条における、極東における平和及び安全ということとは、一体どういふことか。

〔笑聲、読んで字のごとし〕「それが一番適切な聞き方だよ」と呼び、その他発言する者多し。

○藤山国務大臣 申すまでもなく、極東という地帯に、何か波風が起らない平和な状態が続いていく、そうしてそれがやはり安全であること、申すまでもないのであります。われわれはそういうことを考えておるわけでございます。

○西村(力)委員 まあこれは読んで字のごとしということもありますが、極東において戦争のないこと、あるいは共産圏側からの侵略がないこと、そういう状態、これをさして、極東の平和と安全、こういう工合にいうているのだらうと思うのですが、今だに周囲がやかましかったので聞き取れなかったのですが、その通りでよろしゅうございませうか。

○藤山国務大臣 いろいろ、極東において戦争が起ったり、紛争が起ったり、騒擾が起ったり、そういうようなことが極東の内部にあるいは外部からの刺激によって起こるといふことは、好ましいことではない、われわれはこう考えておるわけでございます。

○西村(力)委員 それでは、米韓、米比、米台等の相互防衛条約も、やはり同じような目的をもって結ばれておる条約である、こういう工合に認められますか。

○藤山国務大臣 極東に因をなしておられますが、やはり自分たちの位置しておる極東というものに何か戦乱が起

こつたり、紛争が起つたりするといふことのないことは、当然希望いたしておると思つております。

○西村(力)委員 今の答弁によりますと、極東に所在する国が、こういう工合に包括的に言われましたが、さうしますと、あなたのおっしゃるこの通りである、中ソ軍事同盟もやはり同じ目標を持つものだ、こういう工合に言つたといふことになるわけですが、それはどうですか。

○藤山国務大臣 総理もたびたび言われておりますように、いずれの国においても、戦争が起つたり、あるいは紛争が起つて、そして近接地域が騒がしくなるといふことを好んでおる国はないと考えております。

○西村(力)委員 好んではない、いや、現実にあるこの条約、日米安保条約、あるいは米韓条約、米比条約、米台条約、これは米國を中心とした結果である、しかし、その目的とするところは、極東の安全と平和である、こう言ふ。ところが、中ソ軍事同盟というものは、やはり同じように、極東の安全と平和という、同一目標を持つものであるとあなたは見ていらつしやるかどうか、それは異質なものであるという工合に見えらつしやるか、これはどうなんですか。

○藤山国務大臣 おそらく中共、ソ連の側においては、そういう見解をとつておると思つております。われわれと好むとは思つておりません。しかし、そういう戦争あるいは平和といふものに対する考え方が若干違つてゐる点もあるのではないかと、こう考えております。

○西村(力)委員 その違いといふものは、たとえば米華相互防衛条約の中には、外部からの共産主義者の破壊活動に對して、個別的及び集團的抵抗能力を維持し、發展させる、こういう文句があるわけなんですか、それと、それがやはり極東の平和を求める一つのあり方を示しております。極東の平和を求めるというけれども、その中身、実体といふものはそこにあるのだといふことを示しておる、さう言わざるを得ない。ところが、今、両方とも平和を求めるが、少しは違ふのだと言ふが、その今違ふのだと言われた点はこのにあるのかどうか、これを明確にしてみられなければいかぬ。

○藤山国務大臣 自由主義国家は、自由主義の立場からいいますと、その一国内においても言論の自由が認められておるわけでありまして、一色に塗りつぶすといふような考え方はないと思つてます。従つて、それぞれ思想なり立場が違ひましても共存するといふ形が、自由主義においては、ほんとうに希求される平和だと思つてます。共産主義の場合には、若干それに対してニエアンがあるのではないかと、共産主義に世界が塗りつぶされなければ、何か安定したものがないのだといふように、平和といふものを考えているのではないかと、いふうちに、私は見ております。

○藤山国務大臣 私は、国際共産主義といふものは、やはりさういふ考え方を持つてゐる、さう思つておるのでございませう。

○西村(力)委員 さうしますと、結局、そのことの正否はともかくとしまして、あなたの考えられてゐることは、共産主義国家においては、それを世界に広めようといふ、さういふ侵略的なものを持つてゐるのだ、ところが、一方においては、自由主義国家は、極東においては極東の平和と安全を守るのだ、さうすると、その中身としては、共産主義者の武力による扇動とか侵略とか、さういふものを——米華条約ではつきりと規定しておる。さういふものを排除するために、個別的あるいは集團的能力を育成するのだといふことになりまして、さうしてもどこであつたに申してもらわなければならぬのは、中ソ軍事同盟と、米國を中心とした極東の条約といふものは対立するものである。お互いに、相手はやつぱり向かうといふ工合にしているのだ、さういふことになるわけなんです、それはいかがでございますか。

○藤山国務大臣 かねてから総理も私も申し上げておりますように、共産国といふものを対象にして言つてゐるのではない。国際共産主義といふもの、考え方をさういふふうにわれわれは言つておるわけでありまして、共産国でも、ユーゴのような一國社会主義の國もございませう。従つて、さういふ意味において、われわれは、國を對象にしてゐるというよりも、國際共産主義といふことがさういふ考え方であらう、さういふことを申しておるのでございませう。

○西村(力)委員 重ねて聞きますが、とにかく、中ソ軍事同盟と、極東における米國中心の軍事同盟といふものは、言葉では極東の平和といふことをいつてゐるが、質的には全く異なるものであるのだといふ、さういふ工合に簡単に——異なるなら異なると、ここまではつきりしてもらいたいと思つてゐます。同じものなら同じだ、さういふ工合にしていただかなければならぬ。

○藤山国務大臣 先ほど来申し上げますように、平和といふものに対して若干の考え方の違いがあるのじやなからうかといふことはつきり申し上げておるわけでございませう。

○西村(力)委員 それでは、やはり異質のものであるといふ工合に認められたい、お好み、大体という言葉で認められた、さういふ工合に私は受け取つて参ります。

そこで、いよいよ韓国があつて、朝鮮の人民の大蜂起によつて混戦をしましたが、その後小規模ながら変動といふものが継続しておる。あの動きといふものが、日本の立場から見ましたときに、直接的なものとしてこれは影響するところが非常に重大であると思つてございまして、これから南朝鮮に對する日本國の態度といふものは、相当慎重に、しかも賢明に、基本的な立場に立つて進められなければならぬ、さういふのであります。その際に、第一番目に考へていかなければならぬ問題は、何と言つても、朝鮮の人民に對しては日本國は四十年の長きにわたつて植民地的圧制を続けてきたのだ、この事実を認められることが必要であると思ふ。それに基づい

性、力というものはまことに信用の置けないものである、こう言わざるを得ない。ところが、皆さん御承知の通り、あの共同声明を発し、安保委員会が発足して以来、日本の国にある米軍が、軍事行動あるいは軍事行動すれすれの線にまでいったときは、いつ、何回ほどありますか。

○藤山國務大臣 基地から戦闘作戦行動に出るとか、あるいは核兵器を持ち込むとか、そういうことはございませぬ。

○西村(力)委員 レバノンの事件が発生したときには、在日米軍はすべて警戒態勢、臨戦態勢に入っている。日本国内の軍事基地、米軍基地には、すべて戦闘旗が揚げられたはずなんです。そのあと、台湾海峡の問題のときには実際に出撃していることは、天下周知の事実だ。そこで、日本の基地を使用して戦闘作戦行動に出なかつたということは、これにはびっくりした事実であると思う。せつかく、三十三年ですかの共同声明によって安保委員会が開かれて、事前協議の条項が設けられた。にもかかわらず、ああいう重大な段階に、一言も相談がなかつたなどということがあるならば、今度の事前協議の条項も、最後のきめ手は、岸・アイク共同声明によって、日本の意思を尊重することを保証する、こういう文句だけによって裏づけされているわけなんであるから、共同声明の効力というものは、現実には、かつての共同声明によってほとんど効力がないうだというところが証明されている限り、今回の共同声明においても、そういう立場でやつぱり私たちは見ざるを得ないわけだろと思う。そこで、かつての

共同声明が何らの効果を示さなかつたということからくる今度の共同声明に対する不信、こういうことに対しての御見解を示してもらいたい。

○岸國務大臣 何か前提として非常に誤解があるようでありますが、問題は、今回の交換公文においてはつきりと事前協議をする事項を限定し明定をいたしております。こういう事態は、いわゆる三年前の共同声明に基づいて安保委員会ができてから、これに該当するような事実はなかつたということでございます。一般論のいろいろな協議をいたしましたことは、すでに外務大臣からお答えをいたしましたように、何回どういふことを協議したということとは、詳細に資料として出されておると思います。そういうことでございませうから、今の、共同声明が作られたという点において、共同声明というものは守られないものだといふふうな前提は、これは間違つております。それから、今回のアイゼンハワー大統領と私の共同声明のうち、事前協議に關することは、すでに交換公文の法律的解釈として、日米兩國の間において交渉中に意見が一致しておりますことを、さらに政治的にこれを確認したということでございます。これでもって初めてどうできたという問題ではございませぬ。そして、共同声明といふものが従来からいつて守られないものだとか、意味ないものだとかいふことは、先ほど申し上げましたように、前提が全然間違つておりました、そうではなしに、現実には安保委員会が行なわれていた。ただ、先ほど申し上げますように、今回のこの交換公文

で、事前協議にかけるという、限定されておるような事態は起こつておらないといふことを申し上げます。

○西村(力)委員 それではお尋ねしますが、レバノンの事件のときに、日本にある米軍は、すべて戦闘態勢、警戒態勢に入つて、戦闘旗を揚げたという、こういうことは事前協議の対象にこの条約によつてもならないのか、それについてはどうです。

○岸國務大臣 私は、戦闘旗を揚げたという事実は存じませんが、もちろん、もちろん、今回のこの改定せられる新しい条約の四条によりまして、実施上すべての問題については日米兩國の間で協議するようになっておりますから、また、いろいろな国際情勢等につきましても十分協議をいたしますから、そういう際に、レバノンのような事件であるならば、米軍がどういふ態度をとるかという問題は、もちろん、相談すべき対象になると思ひます。しかし、そういうことが、交換公文による事前協議の問題ではない。事前協議といふことは、現実には日本の基地を使用して戦闘行動に出るといふ場合に事前協議になるわけでございます。警戒態勢とかいふ問題について、一々事前協議といふことではございませぬ。

○西村(力)委員 西村、それは軍の行動の迅速性からきまして、常々相当の警戒態勢といふものをしかれておるはずでございますが、しかし、一つの事件を契機として、日本の国にある米軍が警戒態勢に入つたということであるならば、そのあとはいつ何どき瞬間的な命令によつて、時間をかけずに飛び立たなければならぬということになるかもしれない。そういう危険

な、ほんとうのぎりぎりのところにきておるといふこと、これが警戒態勢なわけなんでありまして、そのことが戦闘作戦行動の中に入らないといふことになる、危険であるから警戒態勢に入つた、こういう場合になつてから、行けといふ瞬間に事前協議が行なわれるのだ、こういう場合に私たちは解せざるを得ないわけなんです。一般的協議じゃなく、戦闘作戦行動のときの事前協議の中に、そういう警戒態勢に入るといふそれを当然入れていかなければならぬと思うが、これはどうですか。

○岸國務大臣 今お答え申し上げましたように、戦闘作戦行動に出る前にございまして、必ず事前協議の対象になるわけでございます。それ以外の、今言われる警戒態勢といふようなものは、私も、軍事的にどういふ性格を持つておるか、よく承知いたしませんけれども、それをもつて作戦行動とは私も考えません。従つて、それは事前協議の対象にはなりません。

○西村(力)委員 それは事前協議の対象にならないとするならば、事前協議を行なう時間的余裕といふのはいつあるのだらうか。私たちは、それをほんとうに疑問とせざるを得ない。危険性が発生する、それにどう対処するかといふようなことは、いろいろ相談になるでしょうが、それがもう相当の危険だといふときに警戒態勢に入る、警戒態勢に入つたならば、命令一下、ほんとうに寸秒を惜しんで出動するといふのが当然のことになる。そうすると、警戒態勢に入つていつて、命令がきた。そのときの瞬間に、事前協議をやらなければならぬということになつてくるではないか。警戒態勢に入つたら、もう命令に応じて直ちに行動できる態勢をとっているのですから、そのときに事前協議が行なわれるなんといふことは、これは事前協議の体をなさない。時間的余裕はゼロだといふ場合にいわざるを得ない。

○岸國務大臣 事前協議といふものは、現場のことではございませぬで、アメリカが日本に駐留しており、日本の基地を使用して作戦行動するといふので、作戦命令を出す前に、アメリカ政府が、アメリカの最高の権限を持つておる人が日本に相談するということでありまして、現場の人が、命令がきて、そうして何かちゅうちゅうするといふような問題ではございませぬで、アメリカ政府が、そういう命令を現場に下す直前に日本に相談する、こういうことでございませぬ。

○西村(力)委員 そういふ直前というのは、時間的余裕がない、もうある地点にもう一つの脅威が発生して、現実にはそういうものが発生して、それがどう変化するかわからないから、在日米軍はすべて警戒態勢に入れ、こういう態勢に入つた限り、あとの進発命令といふのは、これはもう一秒の時間も惜しんで出撃しなければならぬ、こういう状況下にあるわけなんです。そういうときに、その瞬間に事前協議を行なうなんといふことは、事実これは不可能である、こう私はいわざるを得ないわけなんでございませぬ。

それでは、あとちよつと行政協定關係に入るようございませぬが、千代田丸事件といふことについて、いささか電電公社側及び郵政大臣、政府、そ

いうところをただしておきたいと思うわけであります。

ですが、それはいかがでございますか。

には、われわれとしてあらゆる団体交渉をやつてきたわけでありまして、それまでに慎重なる団体交渉をして、しかも最後の段階においてだめになつた。先ほど御指摘がありましたが出港した後はその現場に着いたら、ちやうど気象状況が悪くて作業ができなかつた、こういうお話があります。

から、このことによつて一日就労が延期された。実際に向こうへ行けば、風浪が激しくて、二日間仕事をやれなかつたのだから、ほんとうの作業には影響がなかつたといふにかかわらず、他においては六カ月を最高とするような処分だけをやっておいて、この場合だけに限つて、職首三名を出すといふことはどういふ理由に基づくかといふことを、やはり私たちは、はっきり聞かざるを得ないわけですね。業務命令に違反した、だからあれだといふことになりまして、このことを私が取り上げておるのは、行政部門においても、刑事部門における刑事特別法と同じ方法、そういうものがとられておるんだ、同じ刑事犯においても、特別法によればこれは罪は重くなるというところ、あの刑事特別法と同じように、行政処分においても刑事特別法的な取り扱いが行なわれておるんだといふこと、そういうことを私ははっきり指摘せざるを得ないわけなんです。公社側はどうです。

べましても、われわれは、過重と考えていたしてないのであります。

千代田丸の事件は、御承知の通り、日韓間の海底ケーブルを修理するといふことに對しまして、その乗組員及びその組合が、あすは危険な地域である、人命の安全が保障されない、しかも、従来の例によると、そういう就労の場合の契約というものがまだ行なわれていない、こういうことで一日その就労の日が延びた、こういうことによつて、公社側は、その就労をストップかけた組合側の三役三人を職首としたといふ事件であり、これは東京地方裁判所に提訴になり、原告側、すなわち、組合側の勝利となり、目下公社側において東京高裁に上告しておる、こういう事件であります。公社側についてお聞きしたいのは、この処罰というものは他に比して非常に重罰に処しておるのではないか、重い行政処分をやつておるのではないか、こういうことであります。この点はどうか。

な、本件につきましては、第一審において、お話のごとく、公社の業務といふことと従業員の就業義務との関係、あるいは危険性といふようなことで、第一審でいろいろ議論がありました。結果、われわれといたしましては、公社の業務であれば当然従業員の義務である、こう考えておりますが、この点において、いささかこの関連について十分われわれの方の意を尽くさなかつたために、第一審において敗訴いたしましたわけでありまして、ただいまこの点については控訴中であります。

には、われわれとしてあらゆる団体交渉をやつてきたわけでありまして、それまでに慎重なる団体交渉をして、しかも最後の段階においてだめになつた。先ほど御指摘がありましたが出港した後はその現場に着いたら、ちやうど気象状況が悪くて作業ができなかつた、こういうお話があります。が、出港のときにはなかなかこれもわからないのでありまして、できるだけ早く出港するといふことが必要であります。ことにケーブルの障害であります。またたまたまその場合に、現場に着きましたら気象状況が悪かつたといふようなことがありまして、これは必ずしも、なお猶予してもいいのではないかと、なお理由にはならぬと思つております。

は、われわれとしてあらゆる団体交渉をやつてきたわけでありまして、それまでに慎重なる団体交渉をして、しかも最後の段階においてだめになつた。先ほど御指摘がありましたが出港した後はその現場に着いたら、ちやうど気象状況が悪くて作業ができなかつた、こういうお話があります。が、出港のときにはなかなかこれもわからないのでありまして、できるだけ早く出港するといふことが必要であります。ことにケーブルの障害であります。またたまたまその場合に、現場に着きましたら気象状況が悪かつたといふようなことがありまして、これは必ずしも、なお猶予してもいいのではないかと、なお理由にはならぬと思つております。

と、その点から言いますと、明らかに業務命令を出すことをあせつた、その公社の立場、しかも、これに一日の障害を与えたといふために重罰に処したといふようなこと、こういうことは、対米軍関係の場合においては、刑事特別法と同じように、行政関係においても特別な処分法が、成文化しないにしても、行なわれておるのだといふこと、こういうことを私たちは指摘せざるを得ないわけなんです。

私が開いたところによりますと、他の場合においては、最高は停職六カ月程度である。ところが、この際は一日出発が延期になつた。しかも、現地に於てみれば、波が激しくて仕事ができないうちに、二日間そこに停泊しておつて、仕事をしなかつた。こういうことになれば、実際は少しもその就労に影響を与えていないわけである。しかるにかかわらず、この三人に對しては、そのことを命令したといふことによつて職首という、そういう最も重い処分を行なつておるわけでありまして、なぜかという処分をやつたのか。これは公平なる扱いではないと思つた。

○横田説明員 お答えいたします。当時のケーブル・シブの出港に際しましては、その前、何回か交渉が長く続けられまして、最後に業務命令で出港命令を出し、出港命令に對しても、なおかつ出なくてよろしいという指令がある。そこで、その問題につきまして、われわれとしてもやむを得ず処分をいたしましたわけでありまして、その間においては、非常にそれまでにわれわれとしてもあらゆる手を尽くした。どうしてもこの問題について、それだけの決意をして業務命令を出したにもかかわらず、そういう事態になつたといふことで、遺憾ながら職首いたしましたわけでありまして。

は、われわれとしてあらゆる団体交渉をやつてきたわけでありまして、それまでに慎重なる団体交渉をして、しかも最後の段階においてだめになつた。先ほど御指摘がありましたが出港した後はその現場に着いたら、ちやうど気象状況が悪くて作業ができなかつた、こういうお話があります。が、出港のときにはなかなかこれもわからないのでありまして、できるだけ早く出港するといふことが必要であります。ことにケーブルの障害であります。またたまたまその場合に、現場に着きましたら気象状況が悪かつたといふようなことがありまして、これは必ずしも、なお猶予してもいいのではないかと、なお理由にはならぬと思つております。

は、われわれとしてあらゆる団体交渉をやつてきたわけでありまして、それまでに慎重なる団体交渉をして、しかも最後の段階においてだめになつた。先ほど御指摘がありましたが出港した後はその現場に着いたら、ちやうど気象状況が悪くて作業ができなかつた、こういうお話があります。が、出港のときにはなかなかこれもわからないのでありまして、できるだけ早く出港するといふことが必要であります。ことにケーブルの障害であります。またたまたまその場合に、現場に着きましたら気象状況が悪かつたといふようなことがありまして、これは必ずしも、なお猶予してもいいのではないかと、なお理由にはならぬと思つております。

と、その点から言いますと、明らかに業務命令を出すことをあせつた、その公社の立場、しかも、これに一日の障害を与えたといふために重罰に処したといふようなこと、こういうことは、対米軍関係の場合においては、刑事特別法と同じように、行政関係においても特別な処分法が、成文化しないにしても、行なわれておるのだといふこと、こういうことを私たちは指摘せざるを得ないわけなんです。

私が開いたところによりますと、他の場合においては、最高は停職六カ月程度である。ところが、この際は一日出発が延期になつた。しかも、現地に於てみれば、波が激しくて仕事ができないうちに、二日間そこに停泊しておつて、仕事をしなかつた。こういうことになれば、実際は少しもその就労に影響を与えていないわけである。しかるにかかわらず、この三人に對しては、そのことを命令したといふことによつて職首という、そういう最も重い処分を行なつておるわけでありまして、なぜかという処分をやつたのか。これは公平なる扱いではないと思つた。

○横田説明員 先ほど御説明いたしましたように、この業務命令を出すまで

は、われわれとしてあらゆる団体交渉をやつてきたわけでありまして、それまでに慎重なる団体交渉をして、しかも最後の段階においてだめになつた。先ほど御指摘がありましたが出港した後はその現場に着いたら、ちやうど気象状況が悪くて作業ができなかつた、こういうお話があります。が、出港のときにはなかなかこれもわからないのでありまして、できるだけ早く出港するといふことが必要であります。ことにケーブルの障害であります。またたまたまその場合に、現場に着きましたら気象状況が悪かつたといふようなことがありまして、これは必ずしも、なお猶予してもいいのではないかと、なお理由にはならぬと思つております。

は、われわれとしてあらゆる団体交渉をやつてきたわけでありまして、それまでに慎重なる団体交渉をして、しかも最後の段階においてだめになつた。先ほど御指摘がありましたが出港した後はその現場に着いたら、ちやうど気象状況が悪くて作業ができなかつた、こういうお話があります。が、出港のときにはなかなかこれもわからないのでありまして、できるだけ早く出港するといふことが必要であります。ことにケーブルの障害であります。またたまたまその場合に、現場に着きましたら気象状況が悪かつたといふようなことがありまして、これは必ずしも、なお猶予してもいいのではないかと、なお理由にはならぬと思つております。

と、その点から言いますと、明らかに業務命令を出すことをあせつた、その公社の立場、しかも、これに一日の障害を与えたといふために重罰に処したといふようなこと、こういうことは、対米軍関係の場合においては、刑事特別法と同じように、行政関係においても特別な処分法が、成文化しないにしても、行なわれておるのだといふこと、こういうことを私たちは指摘せざるを得ないわけなんです。

○横田説明員 お答えいたします。実は、ただいまの御指摘になりましたのは、地方裁判所においての主張のものであるか、あるいはただいまわれわれがかかっておりますのは第二審でありますか、控訴意書——ただいまわれわれが主張いたしておりますものは、第二審において控訴意書を提出いたしておりますが、その控訴意書についての御質問でしようが、われわれといたしましては、ただいまの御指摘の点の——今いろいろ議論になっておるところはたくさんあるわけでありまして、このケーブルについての所有権という問題と管理権という問題と、いろいろあるわけでありまして、平和条約によりまして、この所有権の帰属というものは、半分につきましては、日本国はこれを放棄するということが平和条約に出ております。しかし、御承知のように、このケーブルの問題につきましては、具体的には、半分ということでは、どこから計算していくかというようないふことで、なかなかいろいろ問題があるわけでありまして、なおこの半分の問題につきましてはアメリカ軍が管理権を持っておりますので、この管理権に基づいて、同時にわれわれがこのケーブルの保守運営というものをいたしておるわけでありまして、所有権という問題あるいは管理運営という問題、このいろいろの問題がこの問題にかかっておるわけでありまして、今その点を、所有権のみでわれわれが主張しておるわけではなくて、いろいろな問題をあわせ考えておるわけです。

○西村(力)委員 今の答弁は、この半分といつてもどこから半分だかわからない、こういう平和条約に明定されておるあの条項に対して、明確な見解を述べていらっしゃるやうなものであります。半分というのは条約局長、どうですか。半分というのはどこをいうのですか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの点は、平和条約第四条の(四)項の規定であらうかと考えますが、すなわち、(四)項で、「日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。」この規定に従って、原則として、おのおの半分ずつを所有するということになるわけでございます。

○西村(力)委員 とにかく放棄した半分は、今後どういう工合にならうと、今現実においては、この条約においては日本の所有から離れておるのだ、これは明確であらうと思っております。その通りでありますか。

○高橋(通)政府委員 御指摘の通りでございます。

○西村(力)委員 さらば、行政協定の七条によつて、日本の国が所有する、あるいは管理する、あるいは規制する施設というものは、米軍の使用に供し、かつ優先を保証しなければならぬ、こういう規定があるわけですが、これは日本国所有以外の地域には適用にならないのですか。こういう工合に思ふのですが、いかがですか。

○高橋(通)政府委員 御指摘の通り、第七条の場合には、これは日本国政府が有し、管理し、規制する公益事業の問題でございます。ただ、この電線というやうな場合は、これは事実問題としてどういふ工合に解決いたしますか、半分はやはり「日本政府が有し、管理し、又は規制する」というやうな適用を受けるということも考えられると思ひます。

○西村(力)委員 ところが、南半分の、日本の所有がまだ保存されておる地域におけるケーブル線の事故によつて行く場合においては、これは電電公社の業務であるとはつきりと言えるし、その業務に携わらないとするならば公労法違反であるといふこと、これは言えると思ふのですが、所有権のない北半分の、朝鮮の近間のところへ発生した事故に対して、それに対して作業に従事しなければならぬという根拠はどこにも見当たらないわけなんです。そうすると、あなたの方の主張は、この準備書面に明記されている通り、高裁に對してもあなたの方はこう言っているでしよう。「すでに述べたごとく、本件海底線は公社の所有に属するものである」といふことを基礎にして処分した、こういうことを基礎にして処分した、こういうことを得ない。地裁の判決においても、所有権の主張を基礎にしてやつておる。その他のものは、いろいろあるかもしれないけれども、基礎になるものは、平和条約によつて放棄した北半分もおれのものだといふ、こういう主張が基礎になつておる。どうですか、電電公社の副総裁、この所有権を主張される前言通りであるかどうか。

○横田説明員 お答えいたします。この国際条約上の学説、解釈の問題については、いろいろありまして、今この意味で……

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○横田説明員 学説上は、今の平和条約の折半という問題につきましても、これはアメリカと日本との平和条約であります。まだ朝鮮がこれに加盟しておるわけじゃないのでありますが、

こういふ場合に、こういうものをどう解釈するかにつきましては、学説上もいろいろな学説がありまして、必ずしも統一したてないものであります。従いまして、この点について、われわれといたしましては、今のケーブル線として一本でありまして、半分ずつというものは非常に明瞭であるとおつしやいますけれども、事実博多から考えるか、あるいは対馬から考えるかといふやうなところにおいては、非常にいろいろの場合が考えられるのでありまして、そういう意味におきまして、この問題について潜在的な所有権というものが、まだ最後のにきまるまではあるのだという学説もあるのです。だから、そういうことにつきまして、そういうものもあるし、また、たといさうでないにいたしましても、この問題につきましてはアメリカ軍が管理権を持っております、その管理権に基づいて、われわれはアメリカとの間にサービス協定を結んでおるわけでありまして、これに基づいて、アメリカにサービスを提供する障害が起つた場合に、保守するということは当然公社の業務であるわけでありまして、

○西村(力)委員 これは裁判に係争中であるからここで論議するのは不当だと言ふけれども、しかしながら、公社というものは一民間機関じゃございませんでしやう。政府機関でしやう。こういうところが行なつておる問題を、ここで論議して悪いといふことはないはずなんです。しかも、今の副総裁の語によると、博多からのまん中か、対馬からのまん中か、そこところはわからないと言ふが、日本の領土から向かうの朝鮮に上陸するまでの中間、こ

ういう工合になるのは当然なんです。
条約局長、そうでしよ、どうです。

○高橋(通)政府委員 ただいまの問
題、決して食い違っていないと考
えております。すなわち、平和条約の先
ほどの条項でございしますが、これは申し
上げました通り、半分々々で所有権を
分かつのだ、これが原則でございま
す。しかし、申し上げました通り、実
際にこれを適用して、それではどこか
らどういふふうにして、どこからど
こまでどうするといふようなことは、
あの条文のままではそのまま実施する
わけにはいかない。すなわち、はつき
りした実質的な協定が必要であらうと
考えます。その協定は、韓国とやるべ
きところの協定ではなからうかと考
えております。

○西村(力)委員 これは、韓国との場
合においては平和条約の中に例外規定
として、韓国と台湾の問題は、たと
い講和条約に署名しなくとも、その他の
取りきめがなくとも、この条項は除外
して例外とする、他の国との場合には、
日本とその二国間の平和条約ができな
い限りにおいては、それははつきりし
ないけれども、しかしながら、韓国と
の場合においては違ふのだというこ
と、それをほつきりと第二十一条で
か、それにこういふ工合に規定して
るわけなんぞございまして、韓国との
間にまだ平和条約が結ばれないから、
この間は未確定なんだということは、
条約に認めていない。はつきりそれ
を除外しておるじやないですか、どう
です。

○高橋(通)政府委員 その点は、御指
摘の通りでございます。平和条約第二
十一条でございます。

○西村(力)委員 しかも、第四条に
は、その他の島嶼とか何かでなく、海
底電線といふことをはつきり明記し
て、二等分される、こういふ工合に書い
てあるのではありませんか、日本と
朝鮮間のその関係は、平和条約が結ば
れなければ発効しないというのではな
い、もうすでに、どんずばりと、この条
約によつてきまるのだといふことを規
定しておるはずなんです。ですから、
日本の領域から韓国の領域までのケー
ブル線の中間といふもの、それは所有
権の境としてこの条約によつて確定さ
れておるのだ、こういふ工合に申さ
るを得ないのです。いかがですか。

○高橋(通)政府委員 ただいま申し上
げた通りでございます。第四条につい
てこの受益者規定、第二十一条の規定
がございまして、第四條の(四)項、こ
れにつきましましては韓国もこの利益を受
ける、従いまして、御指摘の通りで
ございますが、先ほど申し上げました通
り、この原則をこの一項目だけで、日
韓間のあの電線を現実に運用できるか
どうかといふことになりまして、それ
は私にはできないと考えます。そこで、
それをどういふふうな現実に適用して
取りきめをやっていくかという、取り
きめは必要になるかと考えます。しか
し、それができないからといって、こ
の条項、その半分々々の所有権の条項
がまだ有効でないといふようなこと
は、私申し上げておるつもりはござい
ません。これは原則として有効であり
まして、この通り適用になるが、これ
の実施といふものは、あくまでもやは
り細目規定が必要であらうといふふう
に考えております。その規定は、まだ
できていないわけでございます。そう

して第四条の(四)項は、もとの規定とし
て、原則規定として生きている、こう
いふわけでございます。

○西村(力)委員 この平和条約に基づ
く権利を取得するには、朝鮮、中国を除
いて、その他の国は二国間の平和条約
によつてそれを享受する、こういふ以
外にはないが、そこでは中国と朝鮮と
いうものは、この二十一条によつて、他
の取りきめを行なわなくても、この条
約によつて受けるべき権利といふもの
は確立されたのだ、はつきりさうに規
定しておるわけなんでありまして、今
電電公社が言うがごとき解釈をとると
するならば、これは電電公社のあなたに
聞きますが、その境界はどこだかわか
らないといふことになってしまふ。と
するならば、あのケーブル線といふも
のは、東京から昔の新京ですから、今
の長春、あそこまでが当時の郵政省で
すか、その所有になつておるわけなん
です。日本の国の所有である。今のあ
なたの主張をそのまま受け取るとする
ならば、日韓間のケーブル線どころか、長
春まで全部おれのものだと主張するの
と何ら変わらない、こういふ工合に私
は思ふのです。それで私は、この件に
つきましては、この主張といふものは、
北半分も電電公社の所有であるとい
う主張は電電公社の主張であるとい
うに、政府自体の主張である、こうい
う工合には言えないのかどうか。その
点は郵政大臣、どうお考えですか。

○植竹(通)大臣 この問題につきま
しては、日本は北半分を放棄したとあり
ます。そして、平和条約には、その放
棄した結果帰属するのに向こう側、要
するに、韓国であるといふふう書い
てありますけれども、それは日米間の
平和条約であつて、その韓国というの
は、平和条約から見れば第三国になつ
ておるわけでありまして、そこに、
その潜在所有権は確かに韓国にあるで
ありまして、けれども、このケーブル
は、普通の財産と違つて、ぶつ切つて
しまつて、それから向こう側とこっち
側と、同じ管理を続けて参りますれば、
それはケーブルが完全に使用できるで
ありまして、けれども、これが別々
に、よく打ち合わせをしない、操作
したり管理していくといふことはでき
ない。それで、管理権は、やはり法理
的には米側が持つておる、さういふ
郵政省では考へております。

○小澤(通)委員 この際、井手以誠君か
ら関連質疑の申し出があります。これ
を許します。井手以誠君。

「『こちらの関連が先です』と
『ぶらあり』」
○小澤(通)委員 ただいまの関連質疑は
撤回せられました。西村力弥君。

○西村(力)委員 また新しい言葉を聞
いたのですが、確かに海底ケーブル
は、中間で切つちやつて、それで使用
価値のあるものじやないから、これは
わかりました。所有権といふものは、ど
この国とどこの国とやる場合でも、ま
ん中といふことははつきりしている。
そのまん中から向こうは放棄したのだ
から、それはやはり朝鮮の国に返した
のだから、日本の所有権でないといふ
ことははつきりしている。それを、北
半分も電電公社の所有である主張す
ることを郵政大臣は認められるか、と
いうことを私は聞いておるのです。

○植竹(通)大臣 私が先ほど申しまし
たのは、連合国と日本との間の平和条
約には、この問題の相手方となつてい
る韓国——相手方と言ふ言葉が悪い
のですが、ケーブルの向こう側になつ
ております韓国は第三者の立場に立つ
ておりますので、放棄したからといつ
て、すぐ韓国に完全な所有権が移つた
とは考へてない、さういふ意味で潜在
所有権といふことを申したのでありま
すが、ただいま事は係争中になつてお
りますので、郵政省といたしまして
は、使用者側にも、また組合側にも公
正な立場をとる関係上、係争中の事柄
についての郵政省としての意見の開陳
は、この際、差し控えたいと思いま
す。

○西村(力)委員 差し控えたいと言
うが、事は平和条約に関する日本の領海
の問題です。こういふことなんだか
ら、控えるもへつたけれどもない。裁判
にならうとならなからうと、この平和
条約を正しく解釈するのが日本政府の
義務です。だから、私が聞くのは、こ
の平和条約第四條の(四)項によつて、北
半分は日本のものでなくなつたのだと
いうふうに私たちは解釈するが、公社
側が、そちらの方も公社の所有である
という工合に主張していることを、郵
政大臣は認められるか。講和条約を結
んだ日本の政府として認められるか。
これは一つ岸総理に聞いた方がいい。
総理、一つ答弁をして下さい。

○林(修)政府委員 これは条約の解釈
の問題でございます。従つて、政府とし
ての解釈は、先ほど条約局長が申した
ことで私は尽きておると思ひます。つ
まり、この平和条約第四條(四)項、これ
は半分で切つて、南側は日本、北側は韓
国、これは先ほど条約局長が申し上げ
ました通りに、第二十一条のいわゆる受

益条項と申しますか、あれによって、韓国は、この平和条約の署名国ではございませぬけれども、一応の権利は、利益は享受しているわけではございませぬ。ただし、海底電線につきましては、いわゆる半分の地点をどこから計算してどうするかという問題については、これはまさに日韓間の交渉によって、日韓間で取りきめができないと、私ははっきりはできないと思います。しかし、建前は、先ほど四条の(四)項の解釈につきましては、私は、条約局長の申したのが条約の解釈であると思ひます。ただし、これは問題は訴訟問題になつておりまして、訴訟問題で、いわゆる準備書面として、これは原告、被告双方ともだつたと思ひますが、いろいろな準備の主張をするのは当然のこととございまして、私は、これをもつて直ちにすべてが——その幾つかの主張はあるわけでありまして、それについては、私はやはり公社の弁護士、これがいろいろ考へてやつていくことだ、かように考へます。

○西村(力)委員 半分をどこから引くかという問題は、今後の協定によつてしか確定されないということになりまして、半分というようなことは、常識的に言つて少しはズレがあるであらうし、ゆへに、今度の作業に従事した地点は、朝鮮の領域から九キロの地点である。そこら辺をもつて半分とするという場合には、算えるかどうか。そういうことはもちろん言えないでしよう。そういうことはとにかくとして、も、半分を放棄したのだから。ところが、公社側では、その北半分も全部公社の所有であるというわけなんです。こういふふうなことは、世界の相当の国を相手として、新生国家に踏み出す

ために結んだ平和条約の解釈として、うかつな解釈をすべきじゃない、こういう場合には私は思ふわけなんです。しかも、係争中であらうとなかろうと、国が一つの主張をする場合に、普通の民間事件における普通の弁護士が自分の主張を何でもいから主張するといふような、こういう立場はとられていないはずなんです。国の立場を中心として主張をしていくということ、これは当然であると思ひます。裁判であるから、国側の代理弁護士も、もうへ理屈でも何でもいい、誰升でも何でもいから、一つの理屈をつけて勝訴に持つていく、こういうふうな立場をとるというところは、国側の代理人として、これは適当ではない。これは国側を代訴するのは、はっきり国の立場に立つた主張をするべきは当然である、こゝろ思ふのですが、いづれにしましても、私は、この北半分も公社側の所有であるという場合に主張することが、この条約上から正しいかどうか、所有権はこゝちにあるということについて明確に御答弁を求めたいと思ひます。

○林(修)政府委員 政府としての解釈は、先ほど条約局長が申し上げたところ、私は正しいと思つております。ただし、先ほど電電公社の副総裁が言われましたように、学説的にはいろいろな考へ方もある。従つて、いわゆる準備書面においていろいろな学説を引用して主張される、これまた一つの訴訟技術の問題だと思ひます。

○小澤委員 長 この際、森本君から関連質問の申し出があります。これを許します。森本君。

「関連質問の申し出はこつちが先だ」と呼ぶ者あり」

○森本委員 簡単にお尋ねいたしました。ケープルの半分と半分が日本と韓国であるというのを今言われましたけれども、実際問題として、これが管理権といふものがアメリカにあるといふように言われておりますが、アメリカが管理権を持つておることについては、法的に、具体的にどこを根拠にして管理権があるか、この管理権の問題について、先にちよつと明確に言つてもらわなければ困ると思ひます。

○横田説明員 お答えいたします。米軍が持つておる管理権という問題の根拠であります。これはメモランダム・アグリーメントというものを、アメリカ合衆国政府のための契約官とわれわれの方の契約担当者との間で結んでおる中に、明瞭にアメリカの方には「釜山中継所池浦に所在する首題ケープルヘッドおよび当地点より日本側へ延長している首題ケープルの紛争区間(平和条約第四(四)項参照)についての管理権を保有しているの、」こゝろいう明文がありまして、それに基づいてわれわれは、この日韓ケープル、海底ケープルの使用についてのサービスの契約を結んでおるわけでありまして、

○森本委員 その契約というのは、法的にどのものに基づいての契約を結んでおるわけですか。

○横田説明員 このサービスにつきましては、御承知のように、サービス基本協定というのに基づきまして、われわれは、例の特例法によるアメリカとの諸種のサービス契約を結んでおるわけでありまして、

○森本委員 それでは、その場合のサービス料についての協定はどうなつておるわけですか。

○横田説明員 ただいまの料金につきましては、そのサービスごとにいろいろの料金が作られておるわけでありまして、

○森本委員 そのサービス料については、そのときどきにおいて変わるといいますけれども、こゝろいうものの修理、それから保守をうけようものについて、あらかじめ一定の料金があると思ふわけですか。その一定の料金というものは、どの形において幾らときまつておるわけですか。それから、これが南北両方にそれぞれ分かれておる、こゝろいうことでありまして、その日本側についてはどういふようになっておるか、韓国については具体的に料金がどうなつておるか、こゝろいうことについて伺いたい。

○横田説明員 大体その場合のこゝろいうケープルの保守については、大体必要とする実費を標準として考へる。その場合の計算方法はこゝろいうようにしております。

なお、その点につきましては、詳細については、もし必要であれば担当の局長から……。

○森本委員 この際、ちよつと聞いておきたいと思ひますが、電電公社が今までアメリカ軍にいろいろサービスをいたしまして、実際問題として、昭和二十八年以降については、約四十数億の、アメリカ軍からもらわなければならぬ料金の未払いがあるということを聞いておるわけでありまして、これは事実ですか。これもおそらくこの中に入ると思ひますが……。

○横田説明員 これはただいまのお話は、このケープルの保守の問題でなく

て、アメリカ軍の専用線の料金として、日本全体の問題についての計算の問題かと思ひますが、この点については、実は、アメリカの方とわれわれの方と解釈を異にいたしておりまして、われわれの計算によると、このくらいになるという計算をいたしておりますが、アメリカの方では、こゝろいう計算にならないといふことで、まだその計算方法の係争中とございまして、従ひまして、これは未収金でなく、これは確定したからわれわれとしては調停するといふことになつておるわけでありまして。なお、その点は、こゝろいう解釈にいろいろ疑義の起る根拠があるものでありまして、われわれとしては、われわれの主張が正しいと思ひます。解釈が全然ゼロであるといふことではないと思ひます。ここに解釈上のいろいろの問題がある、こゝろいうことでありまして、

○森本委員 その問題は、また別のときにお聞きをいたしますが、一応電電公社当局とアメリカ軍との解釈が違つておるといふお話を承知しておりますが、電電公社当局が、アメリカからこれくらいもらわなければならぬという金額が、二十八年からたまりたまつて、公社としては、大体その金額が幾らぐらゐと考へておるわけですか。

○横田説明員 お答えいたします。私たちの計算で約四十数億であります。これはお話をすればよくおわかりだと思ひますが、われわれのアメリカに提供したおるサービスにつきましては、日本の政府並みと申しますが、それと同様な待遇の料金といふことで提

そういたしますと、アメリカと韓国との間における何か話し合いがありますか。そうしないと、北半分について

うことについて、もし明らかにできなば、この際、明らかにしておいてもらいたい、こう思うわけです。

○小澤委員長 西村君、裁判所の事件の問題と安保の關係とは、別に離して質問していただきます。

○西村(力)委員　そうすると、北半分の所有権はないんだ、放棄したのだ、こういうことを条約局長が平和条約の

うことになっている。そういうところを線を引いて半分だと言えるかどうか。

○林(修)政府委員 その点は、先ほど公社の方からお答えがございました通り、この北側につきましては、アメリカが韓国からの何か管理の委託を受けて、そういうアメリカと公社が契約しているわけでございます。そういう意味におきまして、その点は、つまり、この半分についての所有権問題は、準備書面でも、一応こういう説があるからこういふふうに主張する、ただし、そうでなくてもこうだというふうに、訴訟の技術はいろいろ——御存じのことだと思ひますが、そういう点で、私は、公社は準備書面でも、いろいろな点を一括して主張しているのだと思ひます。その一つを取り上げて、これはどうだこうだと言われるのは、訴訟の準備書面については適当でない、かように考えます。

○西村(力)委員 公社側の主張は、北半分も全部公社側の所有だ、こういうふうに主張している。あなたの答弁ですと、どこに境を置くかというところは交渉だ、そこには全く違つた立場があると思うわけなんです。たとい裁判上のテクニクといえども、北半分の全部を公社側の所有だという主張は、この条約の解釈上成り立つかどうか、どうです。

○林(修)政府委員 政府の解釈は、先ほど来申し上げているわけでございます。しかし、先ほど副総裁の言われましたように、これは公社としての立場で、たとえば学説の一部としては、韓国との間の条約はまだできていないのだから、日本側としては言えないという説もある。そういう説を援用してすぐに法廷に臨むということは、私は、別に何ら、公社の自由あるいは弁護人

の自由でございまして、それをとかく申すべきことではないと思ひます。

○西村(力)委員 いかにしましても、この日韓間の海底ケーブルの所有権の論争は、サンフランシスコ平和条約の解釈の問題であるから、弁護人の自由だ、そういうようなことを政府機関の法制局長官が答弁をするなどということは、僕は許されないと申す。民間機関がそれを言うならばとにかく、政府関係機関であるものがそういうことを主張したならば、この平和条約の解釈というものは、全く政府自身の手によつて一方的な解釈がなされる、この趣旨そのものを没却するということに相なるのではないかと申すのです。(「それじゃどうしろというのか」)日本の主張は早く負けろというのか、と呼ぶ者あり)負けろというのではなくて、政府関係機関は、講和条約の解釈において、半分は捨てたのだという政府の主張と全く反する。全部おれの物はよろしくないということなんだ。私はそれを言う。この問題は、行政協定に入るときに、また詳しく問題にしなければならぬことであると思うので、これでやめますが、この千代田丸事件の示すことは、今までおわかりの通り、公社側が、危険が現実予想される地域に、日本の国民を、米軍に対する奉仕であるという立場から、就労を命じて、それを拒否したために、職首をした。このことは、裁判所においてもはつきり認めておる。そういう危険な場所に行くことを拒否することは、これは労働者の権利である、こういうことをいって、原告の勝訴にしておる

わけなんでありまして、こういう実態は何であるか。米軍の場合においては、日本国民の生命の危険をも顧みないというような、こういう立場を示しておるのではないか。それからまた、他の場合においては割合に軽い停職六カ月程度の処分が済むが、この場合においては最も重い三名の職首を含む処罰をやつておるということ、それは何であるかという点、先ほどから申し上げましたように、行政処分においても刑事特別法的な考え方が実際に行なわれておるのだということ、こういう点をこの際指摘をいたしまして、それでこの点に關する質問を一応留保いたしたい、こう思ひます。

○小澤委員 此の際、推熊三郎君から関連質疑の申し出があります。これを許します。推熊三郎君。

○推熊委員 西村君の本朝米の発言の中に關連いたしまして、政府に質問したいと思ひます。もとより関連質問でございしますから、ごく簡単に、いずれ私どもの持ち時間が過ぎましようから、その際は詳細に質問したいと思ひます。本日は、なまなましいいろいろな新しい事実をとらえて、政府の見解を承りたい。

先般来、アメリカの飛行機がソビエトの領空を侵したという問題が、非常に大問題になっております。そうして、ソビエトの領空を侵したと同じような種類の飛行機も、日本のアメリカに貸してある基地の中に、三機くらいおるのだということも、明らかにされておるようでございます。本日も、西村君の午前中の質問には、そのことについて、いろいろな角度から質問があつたのであります。ところが、本朝の毎

日新聞を見ますと、ソビエトが先般この事件に対して発表したのと符節を合わせるように、二年ほど前から、樺太、択捉、国後等から定期的に日本の周辺に飛んでくる飛行機がある。それを東京急行便と命名しておるほど通俗的になっておつて、一方には太平洋沿岸、また一方には日本海の佐渡島の上空をも飛んでおるということが報ぜられております。そういう事実が、防衛庁の電波探知機と申しましようか、そういうようなものでキャッチされておるのでありましようか。そういう事実があるかどうかというところをお伺いしたい。

○赤城國務大臣 具体的なお尋ねであります。レダー・サイトにキャッチしておるものによりまして、北海道方面から東京湾の湾外に週二回ぐらい、多いときには三、四回、また、少ないときには月に三、四回、定期的に領空すれすれに飛んでくる飛行機はキャッチしております。

○推熊委員 ただいまの防衛庁長官の御答弁によりまして、領空を侵犯しておらないというように受け取れる答弁がありました。毎日新聞の記事によりますと、三十三年の四月二十六日、北海道千歳の第二航空団というものに、当時の津島防衛庁長官から航空幕僚長を通じて、領空侵犯に対し緊急迎撃出動の態勢に入るよう指令をしておる。そういうことが出ておるのである。そういう事実があつたとすると、この飛行機がわからぬが、北海道の上空、日本の領空を侵犯されたという事実がなければ、こういうことができないのだらうと思ひますが、その事実があつたかどうか。

○赤城國務大臣 御承知のように、昭和三十三年の五月ごろでしたか、レダー・サイトに二十一、日本に移管されております。でありますので、自衛隊にいたしましては、領空侵犯のおそれがありますときには、領空外に立ちのけ、こういう命令を出します。それからまた、ある基地へそれにおりうという命令を出すわけでありまして、それできないときには交戦みたいなことになることがあるかもしれませんが、そういうことでやっておりますが、領空侵犯らしいものが、過去一年において約二十四回程度あります。常にそういう用意を千歳等においても整えておるわけでありまして、国籍不明機と申しましたが、それは日本の飛行機ではありません、アメリカの飛行機でもないというところであります。

○推熊委員 要するに、国籍不明の飛行機が、過去二十数回にわたつて日本の領空を侵犯したという事実が明らかになつてございします。この毎日新聞の記事によりまして、その怪飛行機は、二ないし三の編隊をもつて日本の周辺にやつてくる。しかも、その装備は、写真と電子装置と偵察をしておる。そうして定期便と称せられるものは、樺太あるいは国後、択捉島方面から飛んできては、房総半島の沖合に來て帰つていく。そういうことを一週間に二回ないし月に二、三回繰り返してやつておる。その飛行機は、一体防衛庁としてはどの国の飛行機だと考えられるのか。それが明確にされないのかどうか。私はそんなはずはないと思ひます。明確にできなくとも、国際上の何か都合で発表できないなら、私はしつて聞くとはしないが、できるなら

○推熊委員 私は軍事専門家でありませんから、わかりませんけれども、迎撃出動を命ずる、迎え撃つ出動を命ずるということは、われわれしろうとかからいうと、戦闘開始状態みたいな命令

通俗に呼んでおる場所がある。そこを私、参観したのでございます。なお、その当時は、米国の軍人らしい人も多おったようでございます。そこで、いろいろなリーダーの説明を聞いた際

○赤城國務大臣　領空侵犯につきまゝでは、先ほどの規定がありますように、領空から領空外に退去するよろに、あるいは着陸を命ずるといふのが、國際的の慣例といいますが、とる

す。そこで、政府におかれましては、この種の質問に名をかりて、日本人では口にするのできないような言辭を弄するような質問に対しては、最も慎重なる態度をもって、未確定なる事

のである、その間におきまして、南と北を区別すべきものでない、かように思います。

○西村(力)委員　そうしますと、かつてこの国会でも問題になりました、

岸・ブラウン会議によって明らかに
なつた、朝鮮や台湾を共産側から守る
ことが、日本にとつても絶対に必要で
ある、日本がそのような脅威から守ら
なければならない、それがまたアメ
リカの政策でもなければならぬ、そ
れでなければ、太平洋の全地域は安全
でなくなるだろう、こういう工合に話
されたことは、取り消さるべきである
と思う。これを取り消さないとするな
らば、現実に北朝鮮は、社会主義国家に
よつて隆々の発展をしてゐる、これは
「世界」に岩本さんも書いていらつしや
る。そういうことを何らかの武力的な
方法でつぶして、北朝鮮の共産主義的侵
略をとめて、そして韓国的な政治体
制に全部を一本とするのだ、こういう
主張になる。南北両朝鮮の人民に対し
て同等に扱うといふこと、この関係
からいいますと、どうしてもそういう
方法をとらざるを得ないという工合に
私は思ふのでございます。この岸・ブ
ラウン会議については御否定もなさつ
ていらつしやるようであります、こ
ういふことは取り消される、こういう
ことをこの際明言をしていただきたい
と思ふ。

○岸国務大臣 私は、朝鮮の問題につ
きまして、あるいは台湾の問題につ
きまして、同じように考えておしま
す。いわゆる武力によつてこれが統一
をはかられる、あるいは武力による解
放というものは、私もよくあはれま
す。でも望むところでない、平和的な方
法によつてこれが解決されるというこ
とは、われわれの心から望んでおるこ
ろでございます。そういう意味にお
いて、私は従来もそう考えております
し、現在におきましてもそういう考え

を持つております。先ほどお話しにな
りましたように、韓国から武力でもつ
て北進して武力統一するといふことが
望ましくないと同様に、もしも北の方
で南進武力統一といふことを考えるな
らばこれもまた望ましくないものであ
る、われわれは、平和的にこれが解決
されるといふことをあくまでも望んで
いく、こういう考えでございます。

○西村(力)委員 大へんけつこうな
話でございますが、そうしますと、こ
れから朝鮮民族が、南北を問わず一
体となつて、いずれの政体を選ぼうと
も、それは朝鮮民族の自由だ——彼ら
民族としての願ひの最大のもは、民
族統一だと思ふ。これは岸総理も認め
られると思ふ。そういう場合に、北
側の社会体制、経済体制をとらうが、
韓国側の体制をとらうが、いずれをと
らうとも、朝鮮人民の自由である、こ
ういふふうな基本的立場が承認されな
ければならぬと思ふが、これを御承
認なさいますか。

○岸国務大臣 どの国がどういふ政体
をとるかといふことは、その民族が
自発的にきめるべき問題である。従つ
て、きまつた場合におきまして、そ
の政体違つておつても、われわれは
お互いの立場を理解し合ひ、尊重し
合つて、そして平和的に共存してい
くといふことが、世界の平和のために
必要である、こう思ひます。

○西村(力)委員 大へんけつこうで
ございます。そうしますと、日韓会議も
中断しておりますが、幸い再開され
る機運も開けておりますが、韓国を
全朝鮮を代表する唯一の政権として条
約を結ぶなんといふことは一切行なわ
ない、こういうことをここで言明され

るべきであると思ふが、いかがです
か。

○岸国務大臣 御承知のように、現
在、同じ民族が北と南と二つに分かれ
ており、その間においては三十八度線
を境界として停戦の状態ができており
ます。私も、この状態に基づいて、
現在われわれといふいろいろな関係に
おいて最も深い関係にあるところの国
との間に、友好親善の関係、国交正常
化の問題を話し合つていくといふつも
り、日韓の間の会議が再開されるこ
とを望んでおります。

○西村(力)委員 そのことは、その会
談が妥結すれば韓国と平和条約を結
ぶ、こういうことに結果するわけなん
であります。その際に私が言わん
とするところは、この韓国が全朝鮮を
代表する唯一の合法政権である、こ
ういふ立場に立つてやつてもらつ
ては困る、こういう考えでございます。
その点を一つ明確にしたいと思ひま
す。その点について、いかがですか。

○岸国務大臣 この韓国の統一の問題
については、御承知のように、国連で
決議している問題でございます。これ
によつて私も一日も早く平和的に
統一されることを望んでおります。今
お話しの日韓の会議につきましては、
従来からの経緯もございまして、私
ども、問題によつてこれを処理してい
く必要があると思ひます。全然全
体を代表しないものとして考えるわけ
にもいきませんまいし、必ずこれを代表
するものとしてすべてを処置するとい
ふようなことも、困難な問題があろう
と思ひます。それらは事項により、事
態によつて十分考えていくべきであ
る、こう思ひます。

○西村(力)委員 国連決議によつて南
朝鮮が合法的な全朝鮮代表機関だとい
うような主張は、この問題に対する国
連決議を調べてみますと、「朝鮮人民
の大多数が居住している朝鮮の部分に
対し、有効な統治と管轄権を有する一
つの合法的な政府が設立された」とい
う工合に「朝鮮の部分」といふことを
いつて、その次に、「この政府は朝
鮮のこの部分における選挙民の自由意
思の有効な表現であり、」こういう工
合に表現している。そして最後には、
「この種の唯一の政府である」と種の
唯一の政府、その地域を代表する唯一
の政府、こういう工合に、その用語を
非常に慎重にやつてゐるわけなので
あります。国連の決議云々によつて、
南朝鮮を唯一の政府として、全朝鮮を
代表する政府とするといふようなこと
は、これは根拠としてはならないこと
であると思ふが、幸い今、どちらとも
つかない岸総理の態度表明がございま
した。これは一つ慎重にお願いしな
ければならぬ、こう思ふのです。こ
の際、私も、そういう立場に立つ
て、韓国との交渉を慎重に、誤りなく
進めていただかなければならぬわけ
ですが、民族の平和的な統一を願つて
いる岸総理、先ほどさうに明言せられ
ましたが、そのためにまず第一番にな
さなければならぬ問題は何かである
かといふことになりまして、これは
やはり朝鮮からの外国軍隊の全面撤
退、こういうことがまず実現されなけ
ればならぬと思ふが、これに対して
は総理はいかに考えてございませ
うか。

○岸国務大臣 これは御承知の通り、
国連の決議において国連軍が組織され
て、それが韓国に駐留しておるとい
う状態でございます。この国連の決議
が有効である限りはそういう状態が続
く、また、三十八度線の状態も一応停
戦の状態になっておるのでございま
す。またその事件が全部解決したとい
う情勢ではございせんから、今お話
しのような事態を直ちに作るというこ
とは望ましいことである、こう即断す
るわけにいかないと思ひます。

○西村(力)委員 今国連の決議が存在
する限り、こういうお話でございます
が、すでにして日本は国連加盟国の一
員になつたのでございまして、国連
加盟国の一国としての自主的な、こ
ういふ立場をとらざるべきが当然であ
ると思ひます。そして一日も早く、こ
ういふ朝鮮から外国軍隊といふものを撤
退して、戦争の危険といふものが存在
するといふ前提に立つ駐留、こういう
ことをやめさせるといふことに努力す
ること、これは私ども最も望まなけれ
ばならぬし、朝鮮民族の平和的な統一
を願ひます、まずそこに実現されな
ければならぬのじゃないか、こうい
う工合に私は思ふわけなんです。国連に
おける自主的な日本の行動でもつて、
そういう事態を解消する方向に進め
る、朝鮮民族の願望を十分に満たす努
力をする、こういう方向に進むべきで
あると思ふのですが、いかがござい
ますか。

○岸国務大臣 今の現状から見ます
と、まだその状態ではないと思ひま
す。

○西村(力)委員 大体これで終わりに
したいと思ひますが、私たちはこれま
での質疑応答の経過を見ましても、ま
た、私がいたしました質問において

も、この条約に対する私たちの疑義と、危険性を感ずる気持というものは、一切解消しない。ことに事前協議において、日本の国に存在する在日米軍が戦備準備態勢に入る、臨戦態勢に入る、こういうことは事前協議に入らないのだ、こういうことであつたとするならば、事前協議条項などというとは何ら意味がない、こういうことをはつきり断定しないわけには参らないと思うのであります。私たちは、やはり残念ながら、この条約に反対する態度を、あくまでも堅持していかなければならぬというのをここに申し上げて、私の質疑をこれで終了したいと思ひます。

○小澤委員長 この際、井手以誠君から関連質疑の申し出があります。これを許します。井手以誠君。

○井手委員 ただいま同僚委員から養護費の徴収政策の具体的な事例を指摘して参りましたが、私は、ただいまから一つ駐留軍のNHK利用、いわゆる諜略放送といわれるものについてお伺ひしたいのであります。

先日、郵政大臣は、床次委員に若干この点の答弁を行なつておるのであります。最近聞くとところによりますと、郵政大臣、あなたは、四月の末でございませうか、マッカーサー大使と会見をした際に、マッカーサー大使の、ぜひとも十二月まで存続してもらいたいという要望に対して拒絶されなかつた、しつしふ承知をなさつた。そこで大臣、あなたは、ただ承知したただけでは困るというので、マッカーサー大使から、十二月まで存続したいという覚書をほしいと言われたそうでありませうが、これは事実でありますか。

○植竹國務大臣 しつしふ承諾したという事実はございせん。アメリカと日本との間で意見の一致いたしましたことは、この放送をやらないという点だけでは意見が一致しておりますが、いつからというふうなことは、まだそこまで意見が一致しておりません。これが事実でございませう。

○井手委員 郵政大臣は、先般、この委員会において、あるいは三月二十二日の閣議において、新条約によつては法的根拠がないから、やれませんとする報告なり、答弁をなさつておると私は記憶しておるのであります。新条約においては、駐留軍がNHKを利用して海外放送はできないと私は考へておりますが、その点はどうでございませうか。

○植竹國務大臣 NHKによるこの種の放送は、新条約によればきつめて困難であると思ひます。先ほど諜略放送というお言葉がありました。諜略放送はやつておりませう。いわゆる神経戦放送なるものを二月十九日以来はやつておりませう。一般のインフォメーション・サービスです。広報業務はいたしてあります。もうそういうふうな両方で意見が一致しておりますから、もう長いこと、ずっとアメリカがこれを持続してやるといふ考へはない模様であります。

○井手委員 もう長い問題ではないといふことでは済まされないのであります。新条約では法的根拠がなくなる、できないと、あなたはおっしゃつた、その点はどうですか、できないはずでありますか……

○植竹國務大臣 きつめて困難と申しましたのは、法律改正をすればできる

という意味でありまして、現在の法律のままで是不可能であります。

○井手委員 現在、当委員会に付託されておる新条約、新行政協定ではできないと私は考へておりますが、いかがですか。

○植竹國務大臣 現在のままではその通りであります。

○井手委員 それでは郵政大臣は、新条約、新協定のもとでは、これが発効するとすれば、その日から取りやめるということを確認なさいますか。

○植竹國務大臣 これは多少のスリッパは、実際の行政でございませうから、たとえば自動車でも、ブレーキをかけたとしても、多少の実際のスリッパはあろうかと思ひます。しかし、これは法規上できないことでもありますから、国内法規にもとらないうようにするため、あらゆる努力を払つて参る所存でございませう。

○井手委員 法律の根拠がなくてできるはずはございませう。それは知つてはございませう。大臣が知らないはずはございませう。スリッパなどということは言へないはずだ。

それでは、重ねてお伺ひをいたしますが、新条約、新協定が発効いたしますと、即日から廃止になると承知をしてよろしうございませうか。

○植竹國務大臣 そういたしたいと思ひます。アメリカとよく交渉いたしたいと思ひます。

○井手委員 大臣、いたしたいと思ひますといふことは承知ができません。そんなものでは承知ができません。その日からできないはずですが、法律違反はできないはずですが、やりませうか、どうですか。

○植竹國務大臣 条約が批准されましただけならば、国内法にのつとてやつていくように措置をいたします。つまりNHKがやつていくことは、現在の状態では不可能でありますので、国内法違反の措置は——新条約批准の後には違法の措置がないように措置をいたしたいと思ひます。

○井手委員 それでは、端的にお伺ひをいたしますが、新条約が批准を終わりますと、NHKは駐留軍には利用させない、その日から利用させない、かように了解してよろしうございませうか。

○植竹國務大臣 NHKといたしましては、新条約のもとにおいては、さように考へております。

○井手委員 総理にこの際念を押しておきたいと思ひます。それは、私が冒頭に申し上げましたように、新条約、新協定のもとでは、NHKを利用することはできない。法的根拠がないことは、すでに閣議においても、この委員会においても、郵政大臣から申し述べられておるのであります。ところが、その後のアメリカとの交渉によりますと、これは外務省の方に難論があつたと私は聞いておるのであります。ところが、十二月まで延ばそうという話が進められておる。これは大へんだと私は考へておりますから、念のために、ただいまお伺ひをいたしておるのであります。ところが、ただいま郵政大臣の答弁によりますと、駐留軍がNHKの第二放送を利用することはできない、やらないとおっしゃいましたが、総理大臣はこれを確認なさいますか。

○岸國務大臣 その問題につきましては、主管大臣たる郵政大臣が申し出ておる通りであります。

○井手委員 そのNHKの問題については、それで一応私は了解いたしました。発効と同時に……（それじゃ賛成だ）と呼ぶ者あり）幾ら誘導したつてだめです。

次にお伺ひをいたしますが、郵政大臣は、先般当委員会において、床次委員の、NHKに使えないけれども、民放その他を利用する道があると、そういう意味の誘導的な質問に対して、可能であるとおっしゃつた。そういうようなことをお考へになつておりますか。

○植竹國務大臣 現在、NHKとアメリカとの間の契約のような形においては、民放との間におきましても十分検討を要する問題であると思ひます。しかし、やりようによつては、民放では可能の場合があります。さように考へます。

○井手委員 それでは、途中ですけれども、何かアメリカとの間に契約があるとおっしゃいましたが、その契約を一つ見せてもらひませう。ただいまあなたは、NHKとの契約があるとおっしゃいましたが……

○植竹國務大臣 契約という言葉を使いますことはどうかと思ひます。アメリカとの間の申し合わせはあります。アグリーメントはあります。契約という言葉は、この際、検討してからでないといふ、その言葉つかひについては一応取り消しておきます。

○井手委員 契約ではないが、話し合ひができた文書、合意書ですか、それ一つここに御覧せたいと思ひます。

○植竹國務大臣 これは要点だけは提出してあるものであります。その事実は、私自身存じませう。

○井手委員 その問題については、あとで委員長を通じて資料の提出を要求したいと思ひます。なお、この問題はいろいろございまして、詳しく別の機会に申し上げたいと思つておりますが、本日は、時間の都合もありまして、簡単にこの問題を終わりたいと思ひます。

そこで、郵政大臣は民放では可能であるというお話をなさった。しかし、放送法によりまして、一般放送事業者の行なう事業内容、放送の規定によりましては、国際放送、海外放送はできないはずであります。どうしてできるとおっしゃるのですか。

○植竹國務大臣 先ほど、現在のままでは、現在と同じような――また契約という言葉は取り消しますが、同じような取りきめではできないと言つたのは、その点をさして言つたのでありまして、国際放送といつたものでは、これはよく検討してからでないと思ひ上げられませんか。非常に難点があると存じます。

○井手委員 NHKでもできない、民間でも、今の法規のもとではできない。そうなりますと、何とかして法律を改正してもアメリカにやらせない、北鮮に対する、中共に対するこの放送をやらせたいという、それはどういう意味ですか。それまでしなくてはならぬ義理なり、理由はどこにございしますか。

○植竹國務大臣 私は、何かやりたいというのを申し出られまして、ときには、なるべくその人の希望を満たしてあげたいといったような気持ちで、国内問題でも国際問題でも対処いたしております。それで、ただいまの問題につ

きまして、民放でできるかできないかというところは、可能な場合もある、さうに考えておりますけれども、今の井手委員の御質問の、現在のような取りきめによる放送につきましましては、なお、よく検討いたします。

○井手委員 大臣に重ねて伺ひたいんですが、あなたは、先刻、謀略放送ではない、二月から広報活動になつておるとおっしゃる。それじゃ、謀略放送と広報放送とはどんなに違いますか。一つ事例をあげて報告してもらいたい。

○植竹國務大臣 謀略放送ということとは、最初からそういうのではないので、サイコロジカルという言葉が使つてあるやうであります。謀略という言葉は使つてないやうであります。それだものから、謀略放送ではないと申し上げたのであります。サイコロジカルを謀略というふうに訳しますのは、ちよつと困難ではないか、さうに考へております。それで謀略じゃないと申し上げたのであります。

○井手委員 謀略ではなくて、それは神経戦でも申しましようか。それでは、従来あつた、二月までやつて参りました神経戦放送と今日の広報放送とはどんなに違つておりますか。これについては、あなたの方に監督権があるはずですから、十分御承知のことと私は思つております。その点を一つお聞きしたいと思ひます。

○植竹國務大臣 内容は、実際のところ知らないであります。しかし、内容はともかくも、その神経放送という言葉が非常に世間の誤解を招くというので、広報サービスということに変わらせたのであります。内容は、こ

とに韓国語でありますので、なかなかどうもわかりませんが、その点は一つ事務當局に御質問願ひたいと思ひます。

○井手委員 内容を知らぬで、広報放送に変わったからいいなどということはない、めつたに言うべき言葉ではございせんよ。内容を知つてこそ、さういふことが言えるはずで。それでは、あなたのおっしゃるやうに、謀略放送ではなくして、心理戦と申しましよう。それでは、私は、ここに三月三十日付の朝日新聞の特集号を持つて参つております。これは金門、馬祖に於ける台湾とアメリカの広報活動が載つておる。金門、馬祖から毎日数十万の風船を大陸に飛ばしておる。蔣介石万歳というのを書いた風船が飛ばされておる。これは向こうでは、いわゆる広報活動といわれておるのです。アメリカではさういふものを広報活動といつておられますが、それでもあなた方は差しつかえないとお考えになつておられますか。

○植竹國務大臣 私は、放送に関する限りの話でありまして、風船でなしに、ラジオ放送についての問題としてお答えしたものであります。

○井手委員 風船とラジオが違ふことは、子供でも知つております。さういふものがアメリカでは広報活動といわれておると私は申し上げておるわけですが、風船とラジオと違つておることはわかつておる。さういふ謀略放送、神経戦をアメリカ側では広報活動と申ししておりますから、その点の注意が必要だということをおし申し上げておるの

であります。

○植竹國務大臣 その点、批准までは、まだ現在の状態が続いておるもので、今後よく注意いたします。

○井手委員 そこで、私は、この機会に、総理にお伺ひをいたしたのであります。総理は、国際協調主義を非常に強調されておる。けつこうだと思つております。ところが、この日本からNHKを利用して行なわれておる駐留軍の北鮮、中共に対する海外放送は、中共、北鮮において非常にふんまんの声が高まりましたときにも、さういふ怒りの声を私どもの代表団は聞いたのです。向こうでは非常に不快に感じておる。刺激を受けておる。さういふ放送を日本から行なわれておることは、私は慎まねばならぬ問題だと思ふのであります。私は、過去のことを多くは申し上げませんが、この新条約、新協定を對等の立場で結ぶ、今後は日本の責任においてやらねばならぬとおっしゃつておる岸総理の言明からいたしますならば、今後は日本の国内から、あるいは民放であつても、基地内から行なつておるとしよと、施設のいかんを問はず、日本の領土内からさういふ神経戦放送といわれるものが放送されることは、私は慎むべきだと思ふ。もし、アメリカ側がどうしても必要であると思ふならば、日本の領土以外に放送の施設を持つべきものであると私は考へるのであります。この点についての岸総理の所見を伺つておきたいのであります。

○岸國務大臣 新協定ができ、これが効力を発生するならば、現在の状態と違ふ状態になることは、先ほど申し

上げておる通りであります。さうして、国際的緊張を緩和する方向に努力すべき意味から申しまして、あるいは神経戦放送というやうな名のもとに、いろいろ緊張を強めるやうな事柄をすべきものではない、かやうに考へております。従つて、幸いにこの新条約が成立するならば、今申ししたやうな事態がなくなりますが、今のわれわれとしては、非常に望ましい状態ができ、こり思つております。

○井手委員 総理の答弁については、私も大體了解いたしたのであります。最後の部分について、承認ができないのであります。先刻、郵政大臣は、NHKではできません。しかし、民放その他の方法においては可能であります。なるべく希望に對しては伺ひたいという言葉があつた。さうなりまして、世間でいわれておるやうに、民放の出力を増すか、あるいはアメリカの基地内にさういふ放送の設備をしてやるということが、一応予想されるのであります。私は、さういふ施設が日本の領土内にあつては困ると思へておる。繰り返して私は申し上げませんが、けれども、對等の立場で、日本の責任においてこの防衛の条約を結ぶというならば、防衛の性格を持つておると岸総理が強調されておるが、さういふ神経戦放送によつて戦争を挑発するやうなことがあつては断じてならないのであります。さういふ意味から、あるいは民放や基地内の施設を利用されようとするこのアメリカの海外放送に對して、日本の領土内においてはさういふことはしてもらいたくないという意思表示を、私は総理からしてもらいた

い

に対処する一時的な利用であると私は解釈をいたしております。しかし、この点についても、おそらく見解の相違になるでありましよう問題については、私はこれ以上申し上げませんが、

ないという言葉を私がかもし使いましたら取り消しまして、排除しておるといふことを明らかにいたしておきます。

行政協定は公布されまして今有効に通用しておりますので、放送法も国内法

ないという言葉を私がかもし使いましたら取り消しまして、排除しておるということを明らかにいたしておきます。行政協定は公布されて今有効に通用しておりますので、放送法も国内法

保条約の第三条によつて、いわゆる国会の事前承認を得たものだ、かように当初からお答えしておるわけでございます。従つて、この行政協定は、御承知の通りに、二十七年の四月に公布いた

承認いたしません。行政協定が国会の承認を得ていない問題について、私はここでは多くは申し上げません。意見はたくさん持っておりますが、申し上げません。しかし、そういう安全保障

は、両議院の同意を得なければならぬ。」「と、はつきり書いてある。いつつ両議院に同意を求めましたか。NHKの施設を貸す場合に、いつ両議院の同意を求められましたか。

○植竹國務大臣 これは放送法と関係なく、電波法でもって認められておる関係であるという事は、今法制局長官の述べたと同じ意見であります。

○井手委員 当分の間は、がまんを願いたい、しかし、新条約が発効すれば、いたしませんという趣旨の答弁でありました。しかし、今晩でも十二時二分から深夜放送されるであろうその海外放送は、これは国内法には明らかに違反してゐる。いつ同意を得られしたか、その点を聞きましよう。放送法にはつきり書いてあるじやありませんか。法律にはつきり書いてある。それをあなたは両議院に同意を求めておられないじやありませんか。

○林修政府委員 先ほどからお答えいたしております通りに、放送法四十七条のこの条項には該当しないものであります。NHKのその施設を賃貸したことでもございませぬし、譲渡したわけでもない、担保に供したわけでもない、運用を委託し、あるいは他人の支配に属させたわけでもございませぬ。そういうことで、この四十七条の問題ではないと考えております。

○井手委員 それでは、協会会長がお見えになっておりますから、お伺いをいたします。あなたの方の第二放送の設備は、あれは駐留軍に貸してあるのですか、どうなさっておるのですか、賃貸ですか、譲渡ですか。

○小野参考人 お尋ねの、ただいまの駐留軍放送の関係でございしますが、これは施設を賃貸したのもでもございませぬし、ただ役務を提供いたしまして機械の操作なり、あるいはその他の整備をいたすのみでございませぬ、管理権はどこまでもNHKにあるわけでありませぬ。駐留軍の放送担当者の方が、NHKに参りましてその施設を運用しておるわけでもございませぬ。そういう関係で、いろいろ政府の見解に従ひまして、放送法四十七条にいうところの施設の譲渡はもろろんのことと、賃貸し、あるいは他人の支配に属せしめるものではない、こういうようなことでございませぬ。

○井手委員 今の御答弁と、大臣の先刻の御答弁とは違つておると思ひます。大臣は、賃貸だとおっしゃつた。ただいまは、役務提供だとおっしゃつた。それでは、あらためてお伺いをいたしますが、四十七条に規定されておる譲渡でもない、賃貸でもない、担保にも供していない、どれにも該当しないのですか。

○植竹國務大臣 私は、賃貸と答弁した覚えはないのです。なお速記をお調べ願ひます。(「それでは何だ」と呼ぶ者あり)

○井手委員 大臣、それでは何に該当します。全然該当しないのですか。

○植竹國務大臣 ただいま小野事務から申しました通り、役務の提供でございませぬ。

○井手委員 役務の提供といたしますと、役務だけですか。鉄塔は貸しておりませぬか。設備は貸しておりませぬか。役務だけでは放送はできないはず

です。それはあなたの方がよく御承知でしょう。役務だけですか。

○植竹國務大臣 NHKの設備の使用を、あれを使つて放送することを許し、そしてその放送する仕事は、NHKの者が役務を提供して仕事をしています。

○井手委員 それでは郵政大臣、NHKの鉄塔を貸す、設備を貸し、役務を提供しておるのがこれだとおっしゃるのですか。

○植竹國務大臣 役務に対する報酬としてお金をもらつています。

○井手委員 それでは郵政大臣、予算総則にありますが第十三条に「駐留軍の放送役務に対し、契約金の収入があるときは、その金額は、役務に關係ある経費の支出に充てることができ」と書いてある。この役務に対し、契約金の収入、これは最近どのくらいですか。

○小野参考人 前年度の実際受け取りました金額で申し上げますと、約五百百万円でございませぬ。

○井手委員 それでは、重ねてお伺いをいたしますが、役務提供のかわりに五千数百万円をもらつておる、こうでございませぬか。

○小野参考人 この放送の実態をお答え申し上げますと明確にならうかと思ひますが、NHKといたしましては、番組自体については何ら關係を持っておりませぬ。この編成をいたすわけでもございませぬし、また、NHKの職員がたとえばアナウンサーが、先方の米軍で作りました番組を讀み上げるわけでもございませぬ。ただ、そういった方面は米軍の基地で行なわれておりまして、米軍の基地からNHKのいわゆる調整室までの間は有線で参つております。この有線で参りましたものが無線中波に変わりますして、NHKの調整室から、東京におきましては、川口の放送施設を通じて電波で流してゐるといふわけでありませぬ。

○井手委員 そうしますと、大臣は、NHKの使用料の問題は、これは五千万円は役務提供の分だけだ、あとは、鉄塔も、それからいろいろな放送施設もこれは無料だ、こうおっしゃるのですか。

○植竹國務大臣 鉄塔の使用から全部こまかく計算いたして入つております。

○井手委員 それでは、使用料まで加わる、役務提供の分も含んでおる、そのなりませぬと、これは貸手ではございませぬか。――委員長々々、私は大臣に質問をいたしております。大臣がわからぬときには、大臣から、自分にわからぬから政府委員に答弁させますと言へばいいのです。

○植竹國務大臣 こまかいことは局長に答弁させるといたしまして、別に賃貸してゐるわけではありませぬが、使用によりまするいろいろな原価の計算とか実費を計算いたしまして、それが計算に含まれております。

○井手委員 大臣、少し御答弁が狂つたやうでございませぬが、あなたは、先刻、鉄塔、放送施設の使用分も含んでおりますとおっしゃつた。そうでありませぬならば、これは賃貸ですよ。貸したのですよ。そのために五千万百万円をもらつてゐるのは、これは賃貸料ですよ。これは役務提供じゃございませぬ。

○植竹國務大臣 役務の計算のうちには、計算のもとをなす計算といたしましては、そういうものを含めて、役務を幾らと計算したのが五千万何しなのでありませぬ。ただ、どこまでも役務の金をもらつたのであります。役務の計算の基礎をお答えしたのにすぎないのではありません。

○井手委員 大臣、常識的に考えてござらなさい。電力料金や設備の使用料が役務費と言われませぬか。そんなことで通りますか。

○植竹國務大臣 役務の内容として、その役務のボリュームの大小によりまして、性質によりまして、役務と申しまして、高い場合があり、安い場合があり、それが高過ぎるとすれば、それは見解の相違で、私は適当な金額だと思つております。なお、詳しいことは政府委員から答弁いたさせます。

○井手委員 そんなことは見解の相違ではございませぬ。そんなことはわかつてゐるじやないですか。役務提供であるか、使用料であるか、今言つたじやございませぬか。そこで、あなたに重ねてお伺ひいたしますが、あなたは、日本のNHKに管理権があるとおっしゃつた。この放送の規定によりますると、国際放送については嚴重な放送の編成、番組編成についての審議会の議を経なくてはならぬと考えておりますが、それはどうなつておりますか。

○植竹國務大臣 先ほどから答弁いたしますように、それを排除したのが行政協定の第三条第二項の後段であります。

○井手委員 不明快なものです、こんなのは、あくまでも役務提供の費用だ

とおっしゃるのですね、間違いないと思いますか。

○植竹国務大臣 その通りであります。

○井手委員 それでは、あなたの方の関係ではいろんな問題がある。先刻森本委員からは、四十数億円に上る未徴収の問題が指摘されました。私は、ほかにもいろいろな問題がありますので、後日あらためて質問いたしますが、この駐留軍のいわゆる深夜放送といわれるもの、それについては、すみやかに一つ廃止してもらいたい。これは、現在の法律によってもできないはずで、できれば、今夜の放送からでもやめてもらいたいと思います。私は、この点を強く要求して、きょうは関連質問でありますから、この程度で終わります。

○小澤委員長 次に、中井徳次郎君。

「もうやめようじゃないか」と呼ぶ者あり」

○中井(徳)委員 きょうは、だいぶおそいので、もうやめたらどうかなどという雑音が入っておりますけれども、私、いつでもやめます。ただし、その場合には、あとでまた必ず二十日前後に適当な時間を持ってやるということを確認していただいたら、いつでもやめますから、どうぞそいふこと……。

私の質問はそう長い時間ばかりかからないと思いますが、昨日も黒い飛行機の事件、その他いろいろと日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約でございますか、これについての質疑が進められておりますが、ただこの中で、外務大臣の説明にもありました、経済協力の関係のことにつきまして、与党の委員の中でも愛知

さんが簡単にこれに触れたと思います。私も社会党、民社の方は、実は、これまで政治・経済上の協力関係につきましましては、まだ質問をいたしておらないのであります。十三、十四日は公聴会ということでございますから、私は、政府の皆さんに、そういう意味で、野党の社会党からもこの問題について少しは聞いておくべきだろうという、まことに良心的な立場から、私立っておるのでありますから、時間がおそくなつて同僚の皆さんには恐縮ではあります、少ししんぼうが願いたい、かように考えるものであります。委員長、そういうことでありますから、よろしくお願いいたします。

それから、きょう通産大臣の出席を要求いたしましたところが、少しからだの具合が悪くて出てこれない、こういうことで、局長が来ておるようでございますが、見えておりますか。

○小澤委員長 見えております。

○中井(徳)委員 そこで、通産大臣に対する質問はあとに譲りまして、質問を始めたいと思います。

まず、外務大臣にお尋ねをいたしますが、経済協力、あなたの説明によりまして、「第四に、従来両国間に存在した安全保障体制を、広範な政治、経済上の協力関係の基礎の上に置き、この協力関係をますます促進すべく努力すること」といたしました。こうありますが、これに対する条文は、どれとどれでございますし、お尋ねいたします。

○藤山国務大臣 第二条をさしておるわけでございます。

○中井(徳)委員 第二条でございますが、この二条は、もちろん十一年の期限及び四つの協定、そういうものには関連を持つわけでございます。

○藤山国務大臣 お尋ねがよく聞こえませんが、二条にも及ぶのか、こういうようなお話だと思ひます。大体今回の安全保障条約の運営にあたりましては、全部協定をして、その基礎の上に立つてやるわけであります。そういう意味において協定というものが行なわれるわけでございます。

○中井(徳)委員 そういたしますと、四つの協定は二条にもかかると、こういうことでございますか。

○藤山国務大臣 経済上の問題等につきましては、協定をいたす場合が多々あると思っております。

○中井(徳)委員 お尋ねいたしておりましたのは、かかるか、かかるかという点だけで、簡単に、かかるかとおっしゃって下さればいいのですが、かかるのですか。

○藤山国務大臣 今まで申ししておりましたように、また今も申ししておりますが、今回の条約の運営というものは、協定の上に立つてやるわけであり、常時いろいろな点について協議いたしておられます。そういう意味において、かかるわけでございます。

○中井(徳)委員 わかりました。

そこで、この二条でございますが、私は実は外交の専門家ではございませんが、そういう意味では、まことにしろうとものせしめを免れないと思ひます。つまり、この二条を読んでもみますと、なかなかわかりにくい。少し説明がいたしたいと思ひのであります。

「締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、」こういうことがあります。こういうことは、どういふことをさしておられるのですか。これを一つ説明をしていただきたいと思います。「これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、」どういふことをさし、いまいしょうか。この二条についての前半の説明がいたしたいと思います。

○藤山国務大臣 「締約国は、その自由な諸制度」これは政治的に言へば、民主主義と申して差しつかえないわけでございます。あるいは経済上から申しますれば、自由な自由貿易主義と申します。自由主義の制度、そしてそういう制度をわれわれ両国としてはお互いに信奉しておりますから、そういう自由な制度を推し進め、強化していく。そして、その基礎になります自由主義の原則というものを、お互いに十分理解し合つていかなければならぬ、こういうことでございます。

○中井(徳)委員 どうも少しあとがわかりにくいものですから、「これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、」というのはどういふことであるか、もう一度御説明して下さい。

○藤山国務大臣 政治的にも、あるいは経済的にも、自由主義の政策というものがとり行なわれる、そういう自由主義の政策がとり行なわれるというところは、つまり自由主義という一つの原理の上に立つておるわけであり、その原理を、十分に、理解をお互いにしていくということであること、申すまでもないのでございます。

○中井(徳)委員 そうなりますと、先ほどの二条についても日米両国が常時協議をするということなんですか、とが、多少とも、両国のうちのある一國でその点について疑問が起つたり、疑念が起つた場合には、協議をされるのですか。いかがですか。

○藤山国務大臣 必要があるような場合には、協議すること、もちろんでございます。自由主義の基礎になります原則と申しますのは、申すまでもなく、個人の活動の自由であるというふうな問題、そういう点は何も協議をする必要はない。お互いに、そういう意味でのあれを促進していくということに努力していくということであつて、進めて参れる、こう思っております。

○中井(徳)委員 しかし、それは協議であります、一方の國がそういう問題について協議をしないと云つてくれれば、相手國はそれを拒否する権限はない。それはそれでいまいしょうと云つて、話し合ひでしよ。それにこの二条の前半もかかる、こういうことでございませうか、もう一度念を押します。

○藤山国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、条約全体の運営につきまして、必要があれば随時協議をして参るわけであります。こういうふうな二条の前半につきましても、必要がありましますときには、もちろん協議をする、必要のないときには、協議をしなくても差しつかえないわけでありませう。

○中井(徳)委員 その必要の認定は、日本にも認定権はあるだろうし、相手のアメリカにもありましよう。ですから、この前半のことについてアメリカ

カが疑問を持ったならば、日本に向かつてこの点について協議をしたいと言ってきた場合には、日本はこれを受けて立たねばならぬ、こういうことになりません、その点はどうかです。

○藤山国務大臣 少し角度が違ふと思うのでございます。お互いにそうした理解を促進するということは、何も事あらたまった協議、いわゆるそういう意味での協議でなくて、お互いに情報交換をして、話し合いをしていくということによって、お互いにそういうことを促進していくわけでありまして、何も事あらたまった協議というより、むしろむしろかしい意味で、お互いになる必要はない。

○中井(徳)委員 外務大臣の答弁は、一番最初は、二条は四条にもちろんかかるということでありましたが、ただいまの答弁ではどうも少しぼやけておる。問題は、この二条が、こういう抽象的なことを長々と述べておると、この問題があると私は思う。「自由な諸制度を強化する」、現在日本の国内、これは自由です。こんなことを長々と書かずに、日本は日本の憲法でいく、アメリカはアメリカの憲法でいく、なぜ書かないのですか。その前に私は聞きたいが、米韓、米台、米比、そういう条約の中に、この二条に相当するものはないのですか。これをちょっとお尋ねしたい。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点は、米比、ANZUS、米韓、米華、SEATOその他にはないと考えております。

○中井(徳)委員 どこにある、北大西洋条約にある。NATOにある。それをあなた方は、そのままとっておる

じゃないですか。ヨーロッパとアメリカの関係、日本とアメリカの関係、これにこれは政治体系です。なぜ一緒にならなければいかぬか。私は、皆さんがアメリカとの間に交渉をなさったその過程において、こういう問題について日本独自の案を出したか出さなかったか、まず、それから伺ってみたいと思ひます。私は、先ほど言いましたように、外交は専門ではありませんが、ずつと読んでみますと、まことにこの二条がわかりにくい。たとえば、極端な例だが、何も社会党は天下をとらぬでもよろしい。保守党の中のアメリカに対する批判勢力の人たちが、内閣でも組織するような事態、これは十分あり得ますよ。どうもアメリカの気に入らぬようなことをし始めた、日本の議会制度はどうだ、これをちょっと聞いてみようか。聞いたらこれは返事をせねばならぬ。日本の外務大臣がこのことについて、話し合いをせねばいかぬ。できますよ、アメリカはやろうと思へば、なぜこんなものを作ったか。北大西洋条約のなにをそのままとつておる。どうなんですか。北大西洋条約の二条をそのままです。最後に違つていますのは、ビトウイン・ゼムというのには日本で、北大西洋条約がビトウイン・エニ・オア・オール・オブ・ゼム、こうなっている。しかも、このことが非常に重要だと私は思ふ。北大西洋条約は二国間の条約ではありません。ありませんか、こういう文句になっているのじゃありませんか。二国間の条約で、これをそのままぬけぬけとつて、はい、それでけつこうです、どういふことなんです。私は

は外務省の事務当局の皆さんの見解を聞きたい、どうです。

○藤山国務大臣 私どもは、自由主義の制度を申し、あるいはその精神というものを体しておられますことは、これは申すまでもないわけ、そうしてそれが基礎になって諸般の運営をしていくというのが、私どもの考え方でございます。また、それでいくべきが一番適当な日本の体制であると思つております。お互いに自由主義を信奉してあります国々が、その体制について強化していくというところは、当然なことでありまして、われわれは、その理想を掲げて一向に差しつかえございませんと。何かこれが、すぐに内政干渉になつていかうようなことはどういふ考えられないことでありまして、北大西洋条約にもございまして、われわれは、一つの理想を掲げて、そうしてその理想に向かつて進むというところ、少しいに確約しているというところは、少しも内政干渉にわたる問題でも何でもないと思ひます。

では、国内ではこりやうつて激しい論争が行なわれておる。きょうもある雑誌に書いてありまして。現実に日本とアメリカがこの条約を結ぶに際して、ほんとうに激しい論争と、一国を背負つて立つた激しい議論が行なわれたであらうかといふふうなことを、ひやかして書いてありまして、私は、この二条でそういうことを思ふのです。高橋さんの答弁の中に、ほかの条約にも似たものはあるという、似たものがあるのは私も知つています。それはやはりほかの国では、その国の特徴によつて、その国柄に合った条文になつてゐるのです。日本は、北大西洋条約を、へいとそのままらつてゐる。どうなんですか。外務大臣の常識的な答弁、それは自由主義でいきますという。あなた、きょうのこんなことを言つていましたよ。自由主義と社会主義は対立する。対立しやしませんよ。社会主義と資本主義は対立します。自由主義と社会主義なんか、対立しやしません。そういうのんきなことを言つて、これは十年以内に社会党がもし天下をとると、社会党、私たちがいわゆる民主的社會主義で、日本社会党はそういう綱領ですから、それでやる、それからアメリカは、これはわれわれの自由と違ひ、一つ話をしたいと語つてきたら、社会党の新しい外務大臣は、のこのこと出で行つて説明せねばならぬ、これが第二條じゃありませんか。そんな簡単なことじゃいけませんよ。どうなんですか。これは、これは大へんなことですよ。高橋さん、もう一度この二条について、アメリカと交渉をした場合に、皆さんは日本の案を出しになつたのか

どうか、その辺のところを聞かしていただきたい。

○藤山国務大臣 あらゆる条文につきまして、われわれは相互に話し合いをしながら案を作つて参つたのでありまして、どちらが出したとか、こちらが出したとかいふ問題ではございませぬ。何か、ただいま、非常に安保条約でもつて、これがあればアメリカから呼びつけられて何かと云われ、これは、私どもは、こりやうな自由な制度を強化するといふより、むしろヨーロッパの考え方を、こりやうなものにして、われわれは決して、それをとりまですることが、各種の条約のうちで適当な文言をとつたと思つておるのではありません、それでこりやうな条約がNATOに書いてあるから、イギリスがのこのアメリカへ出ていって、そして何かと云ふといふようなことを、だれも考へておる人はないのでありまして、こりやうな意味において、お説は私受け入れかねると思ひます。

○中井(徳)委員 外務大臣がそうおつしやるだらうと思ひました。しかし、北大西洋条約は集團の条約です。入つておられますのは、イギリスだけじゃありません。イギリスは王國だし、フランスは共和國だし、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグなどという小さい國まで、みな入つておられます。おの國柄が違ひ、デンマークも入つておる。違ひから、こりやうなものを總合的にまとめるために、こりやうな文章になつてゐるのじゃありませんか。こりやうでしやう。しかも、林さんがよく言ふ北大西洋条約では、これはいわけゆるうたい文句だ。二条を議題にして協議をするなんてないんです。ありますか高

橋さん、もう一度この二条について、アメリカと交渉をした場合に、皆さんは日本の案を出しになつたのか

○藤山國務大臣 われわれは、必ずしもつけ足りだとは思っておりません。やはりこういふような二条があることによつて、両国の経済関係、あるいはそういうような経済政策の、いろいろな食い違い等を調整していくというこのために、一そのさらに努力が払われて、また、必要があれば、今申し上げたように、政府間においても話し合いの機関を作り、あるいは民間等において、そういう協議会を作ることがありますればさらに一その有効適切である、そう考へております。

○中井(徳)委員 私の質問を、そういうふうにはずしてもらいますと困るのです。私は、二条は四条にかかると、四条には随時協議をする、そういうもののためにわざわざ交換公文があつて、メンバーまで、委員会の内容などまできめておる形が出ておつて、そして、二条については何もないというやうなことでいいのですか。民間でもやりま

政策上の問題等に関して話し合いをしを参りまして、そしてお互いの食い違いを是正していく、誤解を回避していくというやうな問題が解決して参りますれば、非常に効果がある条項だ、こう考へております。

○中井(徳)委員 こういふやうなことでいけば、こういふやうなことでいけばとおつしやるが、ちつともないじゃないですか、どういふことでいわれるのですか。調印には商工会議所会頭の足立さんといつしたやうでございすが、向こうで何か収獲でもありませんでしたか。それではちよつと見方を變へてお尋ねいたしますが、どうでございしましたか。

○藤山國務大臣 民間的な機関につきましては、現在、日商の足立会頭と全米商工会議所の会頭あるいは商務長官等のあつせんによつて、何かアメリカとメキシコでやつていけるやうな、民間的な協議会みたいなものを作つてみたかどうかという話が現に進みつつございします。そういうやうな状況であります。われわれといつしたやうな、今すぐには政府レベルのやうな経済問題を話し合います協議会みたいなものがございします。ただ、われわれは、今すぐには政府レベルのやうな経済問題を話し合います協議会みたいなものがございします。ただ、われわれは、今すぐには政府レベルのやうな経済問題を話し合います協議会みたいなものがございします。

は民間で行つたんじゃないやなくて、私は、やはり政府の代表として行つたんだらうと思ふのですが、行かれて話し合いをしても、一向にまだまとまるところまでいっておらぬ、こういふやうに了解をしておきます。

それではその次に、今批准が済んだという話もあつたが、そんなことを言つたつて、この条約を批准いたしましたための必要なる機構なんですか。これを経済問題についてはただ宣伝しただけ、また何も前進がない、こういふことであります。その次、国際経済政策における食い違いというところであります。実は、日本と中国との貿易につきまして、今、中国は、日本との貿易をシャット・アウトしてゐる。日本は政治と経済は別であるから、向こうが言うてくればいつでもやる、こういふ形であります。与党の皆様も、将来は大いに日中貿易をおやりになる、こういふことであります。日本が日中貿易を積極的に打開するといふことになりましますと、現在の国際情勢のもとにおきましては、一応アメリカとの間に食い違いといふやうな形になつて出てくるのではないかと思ふのであります。その辺のところの見解はいかがでしようか。

○藤山國務大臣 この場合におきます国際経済の食い違いは、単純に二国間の貿易上の問題ばかりでなく、諸般の問題がもたらへ込まれておると思ひます。むしろ、日本が共産国と貿易をするといふやうな問題につきましては、日本自体の見解によつてこれを進めて参るわけでありまふ。そういう点について、いろいろお互いに誤解が生じまふすれば、それらの問題も十分話し合ひ

ながら、お互いに理解を深めていくといふことは必要なことだと思ひます。

○中井(徳)委員 お尋ねいたしてありますのは、日中貿易などというところは、この国際経済政策における日本とアメリカとの間の食い違いになりまするかどうですかといふことをお尋ねいたしておるのであります。

○藤山國務大臣 ここに書いてあります国際経済政策の食い違いといふのは、必ずしも日中貿易といふやうな問題でなくして、もう少し大きな意味におきます経済政策の問題、そういう問題を含めておるのでございまして、必ずしも日中貿易といふことをうたつておるわけではございしません。

○中井(徳)委員 私も子供じやありませんから、そんなことがわからぬわけではあります。国際経済政策は日中問題だけではない、あたりまえの語でございまして、対米輸出の問題、アメリカからの棉花の輸入の問題、いろいろ具体的にもあります。また、政策としてもあります。し、また、場所におきまして、地域的に、東南アジアとの関係、フィリピンとの関係、その他日本が経済援助、技術援助をやつて、資金はアメリカに頼むんだなどといふ皆様の考へえのやうなこともないわけではないであります。ただ、その一つとして、われわれは中国大陸と貿易をいよいよ再開しようといふやうな場合に、この国際経済政策における食い違いといふやうなことに私は関連を持つと思ひますから、その点でお尋ねをいたしておるの

○藤山國務大臣 この条文の国際経済という意味は、必ずしも、どの国と貿易をするといふやうな考え方の上に立つておるわけではむろんないのであります。お話しのように、ガット等の問題もございします。諸般のやうな国際経済的な問題があるわけでありまして、どこの国と貿易をするかといふやうなことを、一々必ずしも相談をするといふやうな問題ではございしません。そういう意味におきまして御理解をいただければ、おわかりいただけると思ひます。

○中井(徳)委員 私は了解ができないのであります。それは、日本が中国と将来貿易をする、これは一つの例としてお尋ねしておるのです。そういう場合には、やはりそれに関連をして、日本とアメリカとの間で協議が行なわれるでございまして、いふことを聞いておる。あなたは、行なわれるとも、行なわれないとも返事をなさらぬ、どうなんですかといつてお尋ねをいたしておるのであります。

○藤山國務大臣 われわれは、単にうたい文句ばかりではないと思つてゐるわけでありまして、こういふやうな条項によりまして、さらに一その両国政府が緊密に経済上の問題あるいは経済

○中井(徳)委員 それじゃ、結局、今は何もない。足立さんが行きましたのは民間で行つたんじゃないやなくて、私は、やはり政府の代表として行つたんだらうと思ふのですが、行かれて話し合いをしても、一向にまだまとまるところまでいっておらぬ、こういふやうに了解をしておきます。

それではその次に、今批准が済んだという話もあつたが、そんなことを言つたつて、この条約を批准いたしましたための必要なる機構なんですか。これを経済問題についてはただ宣伝しただけ、また何も前進がない、こういふことであります。その次、国際経済政策における食い違いというところであります。実は、日本と中国との貿易につきまして、今、中国は、日本との貿易をシャット・アウトしてゐる。日本は政治と経済は別であるから、向こうが言うてくればいつでもやる、こういふ形であります。与党の皆様も、将来は大いに日中貿易をおやりになる、こういふことであります。日本が日中貿易を積極的に打開するといふことになりましますと、現在の国際情勢のもとにおきましては、一応アメリカとの間に食い違いといふやうな形になつて出てくるのではないかと思ふのであります。その辺のところの見解はいかがでしようか。

○藤山國務大臣 この場合におきます国際経済の食い違いは、単純に二国間の貿易上の問題ばかりでなく、諸般の問題がもたらへ込まれておると思ひます。むしろ、日本が共産国と貿易をするといふやうな問題につきましては、日本自体の見解によつてこれを進めて参るわけでありまふ。そういう点について、いろいろお互いに誤解が生じまふすれば、それらの問題も十分話し合ひ

ながら、お互いに理解を深めていくといふことは必要なことだと思ひます。

○中井(徳)委員 お尋ねいたしてありますのは、日中貿易などというところは、この国際経済政策における日本とアメリカとの間の食い違いになりまするかどうですかといふことをお尋ねいたしておるのであります。

○藤山國務大臣 ここに書いてあります国際経済政策の食い違いといふのは、必ずしも日中貿易といふやうな問題でなくして、もう少し大きな意味におきます経済政策の問題、そういう問題を含めておるのでございまして、必ずしも日中貿易といふことをうたつておるわけではございしません。

○中井(徳)委員 私も子供じやありませんから、そんなことがわからぬわけではあります。国際経済政策は日中問題だけではない、あたりまえの語でございまして、対米輸出の問題、アメリカからの棉花の輸入の問題、いろいろ具体的にもあります。また、政策としてもあります。し、また、場所におきまして、地域的に、東南アジアとの関係、フィリピンとの関係、その他日本が経済援助、技術援助をやつて、資金はアメリカに頼むんだなどといふ皆様の考へえのやうなこともないわけではないであります。ただ、その一つとして、われわれは中国大陸と貿易をいよいよ再開しようといふやうな場合に、この国際経済政策における食い違いといふやうなことに私は関連を持つと思ひますから、その点でお尋ねをいたしておるの

○藤山國務大臣 この条文の国際経済という意味は、必ずしも、どの国と貿易をするといふやうな考え方の上に立つておるわけではむろんないのであります。お話しのように、ガット等の問題もございします。諸般のやうな国際経済的な問題があるわけでありまして、どこの国と貿易をするかといふやうなことを、一々必ずしも相談をするといふやうな問題ではございしません。そういう意味におきまして御理解をいただければ、おわかりいただけると思ひます。

○中井(徳)委員 私は了解ができないのであります。それは、日本が中国と将来貿易をする、これは一つの例としてお尋ねしておるのです。そういう場合には、やはりそれに関連をして、日本とアメリカとの間で協議が行なわれるでございまして、いふことを聞いておる。あなたは、行なわれるとも、行なわれないとも返事をなさらぬ、どうなんですかといつてお尋ねをいたしておるのであります。

○藤山國務大臣 今お話しのような、たとへば、中共と貿易をするといふやうな場合に、何も一々アメリカと協議をする必要は、この条項からは出て参りません。ただ、われわれとして、むしろ日本の立場において、こういふ意味で日本は貿易に依存している、あるいは地域的にも隣接区域である、あるいは資源的にも、中国から物を入れたら、あるいは売つたりすることが適当であれば、そういう立場においてわれわれは考へていくわけでありまふ。そういうことが、あるいはアメリカの国際政治の上においていろいろの食い違いがあれば、われわれとしては、政治

○藤山國務大臣 この条文の国際経済という意味は、必ずしも、どの国と貿易をするといふやうな考え方の上に立つておるわけではむろんないのであります。お話しのように、ガット等の問題もございします。諸般のやうな国際経済的な問題があるわけでありまして、どこの国と貿易をするかといふやうなことを、一々必ずしも相談をするといふやうな問題ではございしません。そういう意味におきまして御理解をいただければ、おわかりいただけると思ひます。

○中井(徳)委員 私は了解ができないのであります。それは、日本が中国と将来貿易をする、これは一つの例としてお尋ねしておるのです。そういう場合には、やはりそれに関連をして、日本とアメリカとの間で協議が行なわれるでございまして、いふことを聞いておる。あなたは、行なわれるとも、行なわれないとも返事をなさらぬ、どうなんですかといつてお尋ねをいたしておるのであります。

であると思ひます。それで、今お話しのような、われわれは、日本憲法の趣旨から申しまして、自由な諸制度を取り入れ、また民主的な国会によって議会政治をとるといふような建前をとつておきまして、これが日本の国民の福祉の向上をはかるゆゑんであり、適当なものであるという信念に立つて、日米が今後政治的あるいは経済的な協力を一そう推し進めていくことが適当である、かように考えておる次第であります。

○中井(徳)委員 もちろん、日本憲法は、この二条の範囲内でございまして。しかし、これはばく然とし過ぎますから、私は先ほど来申し上げておりますように、これは四条とのひっかかりにおいて、アメリカと日本との関係で将来紛争を巻き起こすおそれがある、それを先ほどから申し上げておるのであります。紛争を巻き起こすおそれがある、それを申し上げておる。この点はおわかりじゃないですか。もう一度、今度は外務大臣に……。

○藤山國務大臣 四条とのひっかかりにおいて紛争が起こるということは、われわれとうてい考えられないこととてございまして。四条のとひっかかりにおいて何か紛争が起こるということは、われわれとうてい想像もつかないこととてございまして、お互いに隔意なく話し合いをしながら、自由な諸制度を強化し、そして経済政策の上においても、自由な立場に立つてお互いにやつていく、その食い違いがあれば、それをお互いに調節していくということ、は、少しも無理なことではない、かように考えております。

○中井(徳)委員 私はこれで質問をやめますが、外交関係はそんな甘いものではないと私は思ひます。この二条は、これは将来に禍根を残す余地が十分にある。アメリカがやろうと思えば、これは日本に対する内政干渉の材料に使ひますよ。四条とひっかかる。北大西洋条約ではちゃんとそれは抜いてある。ところが私は非常な手ぬかりだと思ひます。日本政府がアメリカと交渉なさるときに、この二条を深くお考えにならずに、四条との関係で簡単に引き受けになった。この点は、私は、あとは水かけ論になるかもしれないから、やめさせるけれども、私はそういうふうな心配を十分持つております。この点を申し上げて、きょうの質問を終わります。

あと、通産大臣がお見えになりましたら、コム、チンコム、その他、日本と中国との貿易、英国と中国との貿易その他多少まだお尋ねをいたしたいと思ひますが、きょうはその点を保留いたしまして、これで質問を終わります。

○小澤委員長 次会は、明十一日午前十時より開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後七時十六分散会